

たちかわし
立川市

だい き しょうがいふくしけいかく
第6期障害福祉計画・

だい き しょうがいじふくしけいかく
第2期障害児福祉計画



れいわ
令和3（2021）年

たちかわし
立川市

目次

第1章 計画の概要

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画期間	4

第2章 計画を取り巻く状況

第1節	人口の推移	5
第2節	障害者（児）数の推移	6
第3節	就学等の状況	10

第3章 障害者施策の方針及び取組

第1節	国の基本的な指針	13
第2節	第6次障害者計画における施策体系	16

第4章 成果目標

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	19
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	22
4	福祉施設から一般就労への移行等	23
5	障害児支援の提供体制の整備等	25
6	相談支援体制の充実・強化等	27
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	28

だい しょう しょうがいふくし とう みこみりょう
第5章 障害福祉サービス等の見込量

だい せつ	ほうもんけい	31
第1節	訪問系サービス	
だい せつ	にっちゅうかつどうけい	36
第2節	日中活動系サービス	
だい せつ	きよじゅうけい	46
第3節	居住系サービス	
だい せつ	そうだんしえん	49
第4節	相談支援	
だい せつ	ちいきせいかつしえんじぎょう	52
第5節	地域生活支援事業	

だい しょう しょうがいじつうしよしえんとう みこみりょう
第6章 障害児通所支援等の見込量

だい せつ	しょうがいじつうしよしえん	65
第1節	障害児通所支援	
だい せつ	しょうがいじそだんしえんとう	70
第2節	障害児相談支援等	
だい せつ	しょうがいじ こ こそだ しえんとう りょう はあくおよ	
第3節	障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及び	
	ていきょうたいせい せいび	74
	その提供体制の整備	

だい しょう けいかく しんちよくかんり
第7章 計画の進捗管理

だい せつ	せいかもくひょう ひょうか みなお	77
第1節	PDCAサイクルによる成果目標の評価と見直し	
だい せつ	かく とう みこみりょう たい じっせき ほうこく	79
第2節	各サービス等の見込量に対する実績の報告	

しりょうへん
資料編

1	だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく さくてい けいか	81
	「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定の経過	
2	たちかわしじりつしえんきょうぎかい	83
	立川市自立支援協議会	
3	たちかわししょうがいしやしきすいしんいんかい	87
	立川市障害者施策推進委員会	
4	たちかわししょうがいしやけいかくとうさくていれんらくかい	89
	立川市障害者計画等策定連絡会	
5	だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかくさくてい	
	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定のための	
	アンケート調査	91
6		95
	パブリックコメント	
7	たちかわし しょうがいしや じ じぎょうしよ しせつすう	96
	立川市の障害者（児）サービス事業所・施設数	
8	ようごかいせつ	98
	用語解説	



だい しょう けいかく がいよう
第1章 計画の概要

だい せつ けいかく さくてい しゅし
第1節 計画策定の趣旨

平成18(2006)年に障害者自立支援法が施行され、サービス体系の再編や一元化が進み、利用者負担や障害者の範囲等の見直しによる改正を経て、平成25(2013)年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)が施行されました。

この障害者総合支援法の目的は、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」とされています。

また、市町村等の責務として、「障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。」と掲げられており、厚生労働大臣の定める「障害福祉サービス等及び児童通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「国の基本的な指針」という。)に則して、市町村障害福祉計画を定めるものとしています。

なお、同様に児童福祉法においても、国の基本的な指針に則して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画である、市町村障害児福祉計画を定めるものとしています。

本市においては、平成30(2018)年度に策定した「立川市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が令和2(2020)年度で計画期間の終了を迎えるため、令和3(2021)年度を始期とする「立川市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。

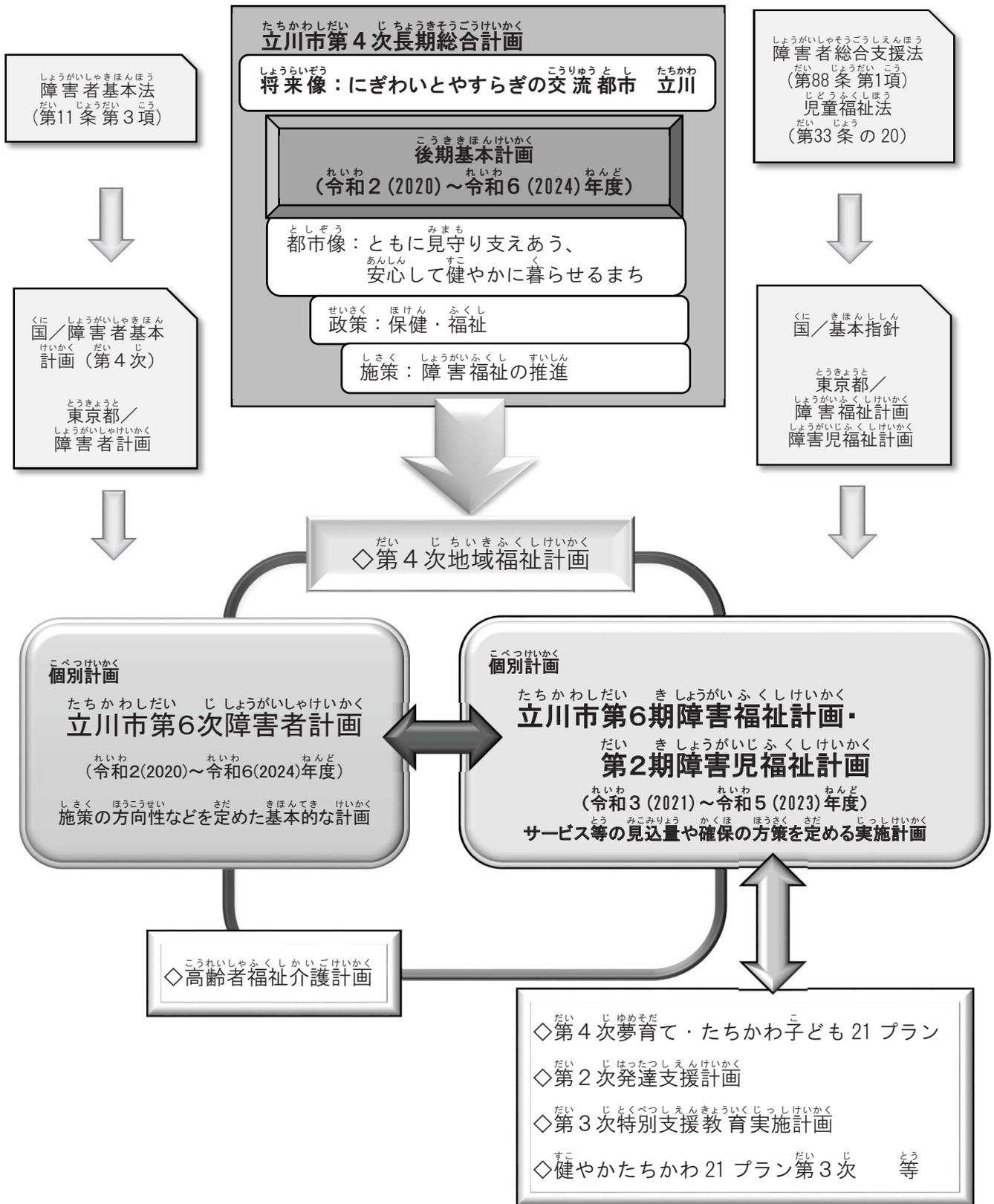
だい せつ けいかく いち 第2節 計画の位置づけ

ほんけいかく しょうがいしゃそうごうしえんほうだい じょうだい こう きてい しちょうそんしょうがいしゃけいかく
本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害者計画」で
じどうふくしほうだい じょう だい こう きてい しちょうそんしょうがいじふくしけいかく いったい
あり、児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」と一体の
ものとして策定しています。

さくてい こうせいろうどうだいじん さだ く に きほんてき ししん そく しょうがいふくし
策定にあたっては、厚生労働大臣の定める国の基本的な指針に則して、障害福祉サ
ービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の
そうだんしえんおよ ちいきせいかつしえんじぎょうなら しょうがいじつうしよしえんおよ しょうがいじそだんしえん
提供体制の確保に係る目標に関する事項をはじめ、サービス等の種類ごとの必要な
ていきょうたいせい かくほ かか もくひょう かん じこう どう しゅるい ひつよう
見込量や、その確保のための方策等を定めています。また、「東京都障害福祉計画・
みこみりょう かくほ ほうさくどう さだ どうきょうとしょうがいふくしけいかく
障害児福祉計画」における東京都の考え方も踏まえて策定しました。

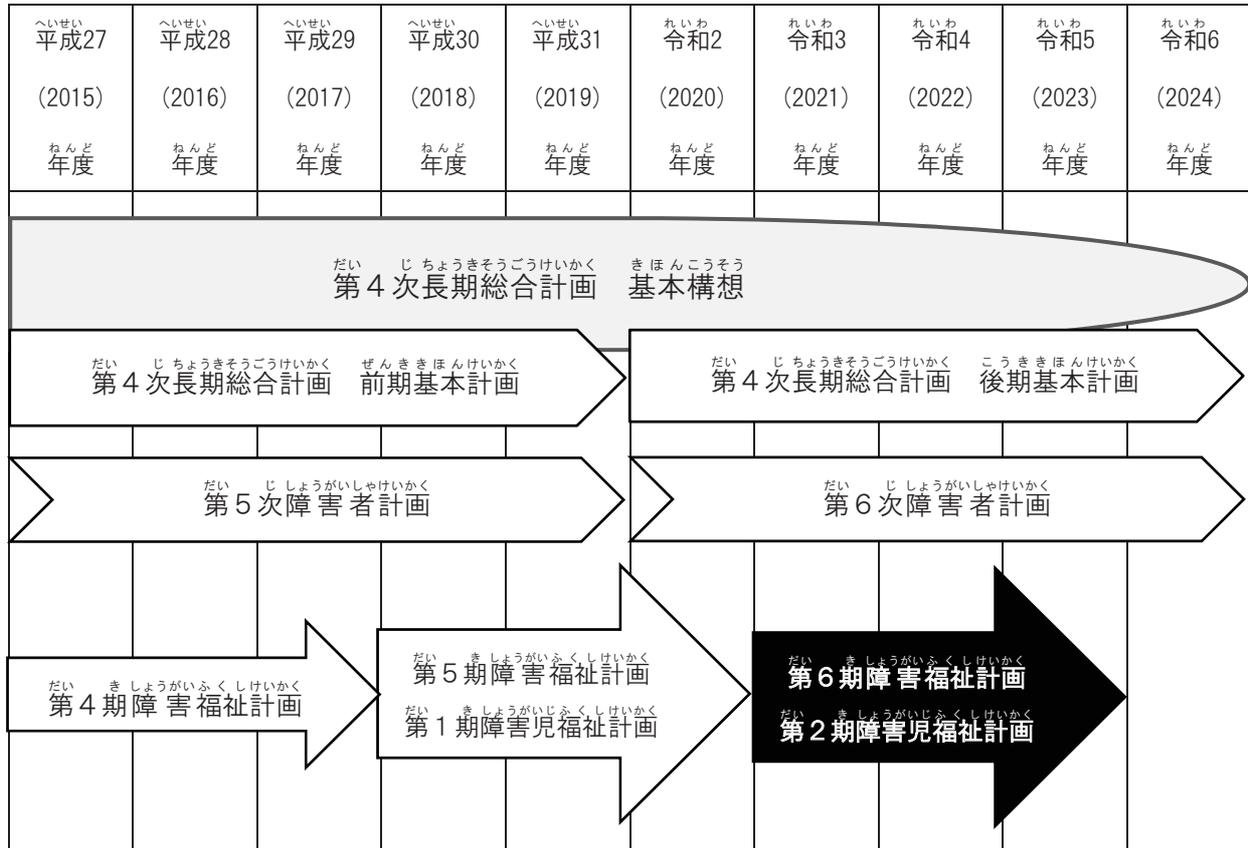
ほんし しせいうんえい きほんほうしん だい じちようきそうごうけいかくこうきほんけいかく
本市においては、市政運営の基本方針となる「第4次長期総合計画後期基本計画」
さいじょうい けいかく ふくし ほけん ぶんや こべつけいかく いち かんれん
を最上位計画とした、「福祉・保健」分野の個別計画として位置づけられ、関連する
た こべつけいかくとう せいごう ほか れいわ ねんど しょうがいしゃ
他の個別計画等との整合を図っています。また、令和2（2020）年度には、障害者
きほんほうだい じょうだい こう きてい しちょうそんしょうがいしゃけいかく しょうがいしゃ しさく
基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として、障害者のための施策
かん きほんてき けいかく だい じしょうがいしゃけいかく れいわ ねんど れいわ
に関する基本的な計画である「第6次障害者計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）
ねんど さくてい どうけいかく りねん しょうがい ひと ひと とも く
年度）」を策定しており、同計画の理念「障害のある人もない人も共に暮らしやすい
めざ ほんけいかく きほんりねん けいしやう
まちを目指します」を、本計画も基本理念として継承しています。

◆計画の関係図◆



第3節 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間としています。



第2章 計画を取り巻く状況

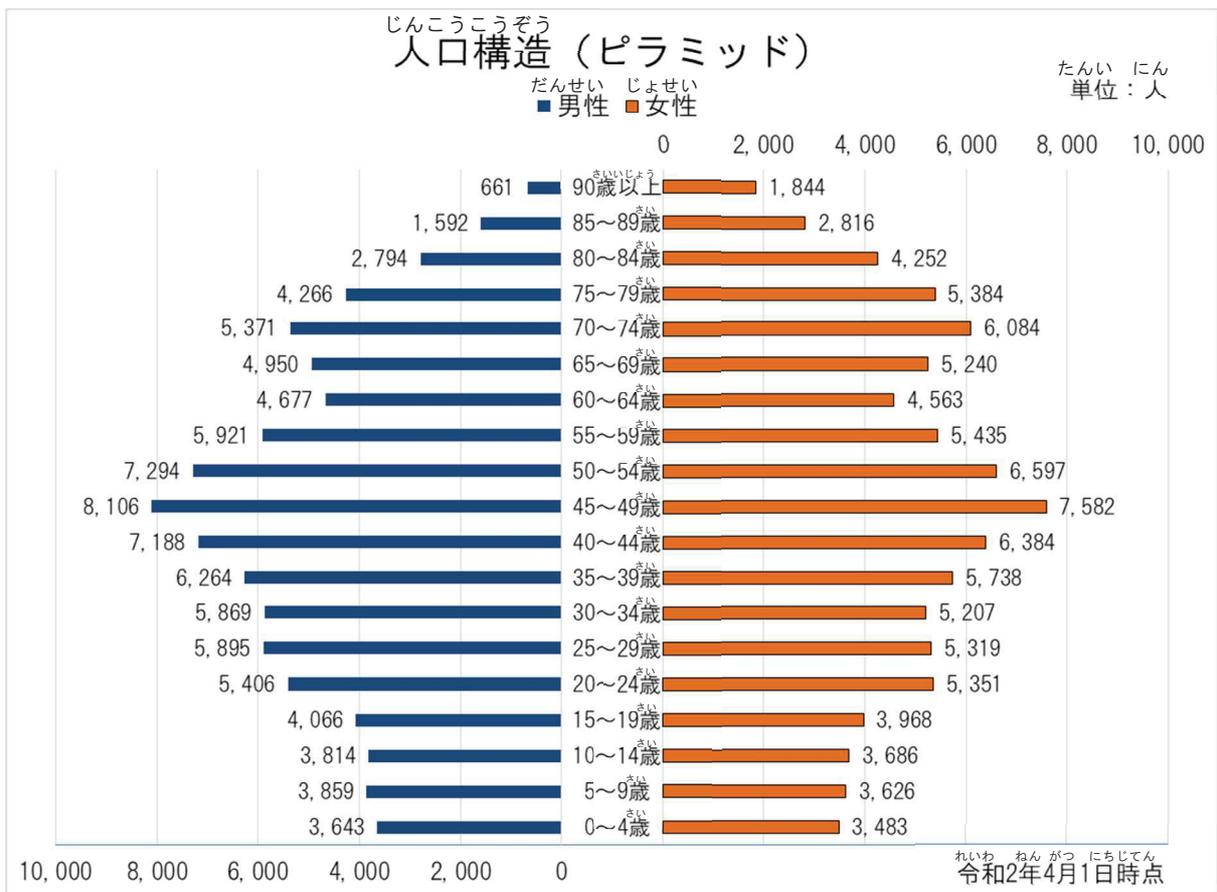
第1節 人口の推移

本市の住民基本台帳による年齢4区分別人口の推移は、下記の通りです。

5年間で総人口は約2.2%増加していますが、年齢区分別にみると0～14歳が291人（約1.3%）減少しているのに対して、75歳以上は3,745人（約18.9%）と大きく増加していることがわかります。

年齢区分別人口推移 各年4月1日時点（単位：人）

年齢区分	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
0～14歳	22,402	22,594	22,458	22,293	22,111
15～64歳	115,385	116,086	116,424	116,918	116,830
65～74歳	22,626	22,397	22,119	21,746	21,645
75歳以上	19,864	21,015	21,842	22,966	23,609
計	180,277	182,092	182,843	183,923	184,195



（出典）ともに、年齢別住基人口（立川市市民課）より作成

第2節 障害者（児）数の推移

1 身体障害者

立川市の身体障害者数は、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度の間は人数、構成比ともに概ね横ばいの傾向にあります。6級の方についてはわずかに増加の傾向が見られます。なお、全体としては1級・2級の方が全体の50%以上を占めています。

身体障害者手帳所持者の障害等級別推移 各年度末（3月31日）時点（単位：人、%）

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
1級	人数	1,870	1,901	1,904	1,935	1,886
	構成比	35.4	35.9	36.1	36.3	36.0
2級	人数	831	824	813	811	794
	構成比	15.7	15.6	15.4	15.2	15.2
3級	人数	849	821	814	819	819
	構成比	16.1	15.5	15.5	15.4	15.7
4級	人数	1,213	1,221	1,196	1,221	1,195
	構成比	23.0	23.0	22.7	22.9	22.8
5級	人数	241	240	233	227	219
	構成比	4.6	4.5	4.4	4.3	4.2
6級	人数	279	292	307	319	320
	構成比	5.3	5.5	5.8	6.0	6.1
計	人数	5,283	5,299	5,267	5,332	5,233

（出典）身体障害者手帳交付台帳（立川市障害福祉課）

障害別にみると、肢体不自由が50%弱、次いで内部障害が30%強、両者で約80%となっています。過去5年間の推移をみると、肢体不自由の総数は減少していますが、内部障害が増加しています。

身体障害者手帳所持者の障害別推移
各年度末（3月31日）時点（単位：人、%）

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
視覚障害	18歳未満	4	3	4	5	5
	18歳以上	295	297	317	313	313
	計	299	300	321	318	318
	構成比	5.7	5.7	6.1	6.0	6.1
聴覚・平衡 機能障害	18歳未満	31	32	29	31	31
	18歳以上	508	516	509	521	524
	計	539	548	538	552	555
	構成比	10.2	10.3	10.2	10.4	10.6
音声・言語 機能障害	18歳未満	1	1	1	0	0
	18歳以上	56	62	55	60	72
	計	57	63	56	60	72
	構成比	1.1	1.2	1.1	1.1	1.4
肢体不自由	18歳未満	84	84	88	78	76
	18歳以上	2,591	2,590	2,531	2,509	2,416
	計	2,675	2,674	2,619	2,587	2,492
	構成比	50.7	50.5	49.7	48.5	47.6
内部障害	18歳未満	27	24	24	21	24
	18歳以上	1,686	1,690	1,709	1,794	1,772
	計	1,713	1,714	1,733	1,815	1,796
	構成比	32.4	32.3	32.9	34.0	34.3
計	18歳未満	147	144	146	135	136
	18歳以上	5,136	5,255	5,121	5,197	5,097
	計	5,283	5,299	5,267	5,332	5,233

（出典）身体障害者手帳交付台帳（立川市障害福祉課）

2 知的障害者

立川市の知的障害者数は毎年増加し、全体で平成27（2015）年度の1,294人から平成31（2019）年度の1,396人へと、毎年微増が続いています。

また、等級別にみると、4度（軽度）が全体の5割弱を占めています。

療育手帳（愛の手帳）所持者の障害等級別推移 各年度末（3月31日）時点（単位：人、％）

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
1度 (最重度)	18歳未満	18	27	11	11	10
	18歳以上	32	24	40	43	46
	計	50	51	51	54	56
	構成比	3.9	3.9	3.8	3.9	4.0
2度 (重度)	18歳未満	75	97	63	62	59
	18歳以上	266	252	293	298	299
	計	341	349	356	360	358
	構成比	26.4	26.4	26.5	26.2	25.6
3度 (中度)	18歳未満	81	93	74	76	77
	18歳以上	213	197	218	224	229
	計	294	290	292	300	306
	構成比	22.7	21.9	21.7	21.8	21.9
4度 (軽度)	18歳未満	200	219	160	143	141
	18歳以上	409	415	485	518	535
	計	609	634	645	661	676
	構成比	47.1	47.9	48.0	48.1	48.4
計	18歳未満	374	436	308	292	287
	18歳以上	920	888	1,036	1,083	1,109
	計	1,294	1,324	1,344	1,375	1,396

（出典）療育手帳交付台帳（立川市障害福祉課）

3 精神障害者

立川市の精神障害者数は、毎年増加し、全体で平成27（2015）年度の1,665人から平成31（2019）年度の2,094人へと、約1.25倍に増えています。また、等級別に見ると、2級の値の増加が顕著で、構成比も5割以上を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別推移 各年度末（3月31日）時点（単位：人、%）

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
1級	人数	132	121	115	139	122
	構成比	7.9	7.1	6.5	7.1	5.8
2級	人数	873	936	1,001	1,107	1,202
	構成比	52.4	54.8	56.4	56.5	57.4
3級	人数	660	652	659	712	770
	構成比	39.6	38.2	37.1	36.4	36.8
合計		1,665	1,709	1,775	1,958	2,094

（出典）精神障害者保健福祉手帳台帳（立川市障害福祉課）

4 自立支援医療（精神通院）

立川市の自立支援医療（精神通院）利用者数は、毎年およそ6%の増加傾向が続いています。

自立支援医療（精神通院）利用者の推移 各年度末（3月31日）時点（単位：人）

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
利用者数	3,077	3,248	3,451	3,713	3,859

（出典）自立支援医療（精神通院）利用者台帳（立川市障害福祉課）

5 難病患者

立川市の難病患者（東京都医療費助成対象者）数は、平成29（2017）年末に新制度実施に伴う経過措置が終了して以降、減少傾向で推移していますが、毎年300人以上の新規申請があります。

東京都医療費助成対象者の推移 各年度末（3月31日）時点（単位：人）

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)
対象者数	3,166	3,286	2,831	2,790	2,710

（出典）決算事務報告（立川市障害福祉課）

第3節 就学等の状況

1 市内の0歳～14歳児の人口推移 各年4月1日時点（単位：人）

	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
0歳	1,390	1,413	1,297
1歳	1,469	1,402	1,442
2歳	1,508	1,465	1,400
3歳	1,535	1,517	1,464
4歳	1,503	1,542	1,523
5歳	1,514	1,501	1,527
6歳	1,472	1,482	1,504
7歳	1,512	1,467	1,472
8歳	1,478	1,518	1,474
9歳	1,508	1,491	1,508
10歳	1,528	1,498	1,491
11歳	1,496	1,534	1,487
12歳	1,469	1,506	1,543
13歳	1,498	1,465	1,513
14歳	1,578	1,492	1,466

（出典）年齢別住基人口（立川市市民課）

2 市内特別支援学級等の児童・生徒の在籍状況 各年5月1日時点（単位：人）

	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
特別支援学級（小学校）	125	128	120
特別支援学級（中学校）	49	51	67
通級指導学級（小学校－難聴・言語障害等）	104	97	105
通級指導学級（中学校－情緒障害等）	45	28	-
特別支援教室キラリ（小学校）	272	313	342
特別支援教室プラス（中学校）	-	46	101

※中学校の通級（情緒障害等学級）は、令和2年度に特別支援教室プラスに移行しました。

（出典）立川の教育（立川市教育委員会）

3 特別支援学校等の生徒数・進路先状況

特別支援学校在籍者数

令和2(2020)年9月1日時点(単位:人)

	幼稚園	小学部	中学部	高等部	計
八王子盲学校	1	2	0	1	4
立川ろう学校(普通科)	6	8	2	4	20
立川ろう学校(専攻科)	-	-	-	1	1
村山特別支援学校	-	20	8	7	35
府中けやきの森学園	-	0	0	0	0
武蔵台学園	-	34	25	40	99
羽村特別支援学校	-	8	3	6	17
永福学園	-	-	-	2	2
南大沢学園	-	-	-	8	8
青峰学園	-	-	-	10	10
計	7	72	38	79	196

高等部生徒数内訳

令和2(2020)年9月1日時点(単位:人)

	1年生	2年生	3年生
八王子盲学校	1	0	0
立川ろう学校(普通科)	0	2	2
立川ろう学校(専攻科)	0	1	
村山特別支援学校	2	1	4
府中けやきの森学園	0	0	0
武蔵台学園	14	10	16
羽村特別支援学校	0	3	3
永福学園	1	1	0
南大沢学園	3	3	2
青峰学園	1	4	5
計	22	25	32

※立川ろう学校(専攻科)は2年制

(出典)ともに、各校への聞き取りによる(立川市障害福祉課)

高等部令和2年度卒業生進路見込み

令和2(2020)年9月1日時点(単位:人)

	進学	一般 就労	就労移行 職業訓練	就労 継続A型	就労 継続B型	生活 介護	その他
八王子盲学校	0	0	0	0	0	0	0
立川ろう学校(普通科)	2	0	0	0	0	0	0
立川ろう学校(専攻科)	0	1	0	0	0	0	0
村山特別支援学校	1	0	0	0	0	3	0
府中けやきの森学園	0	0	0	0	0	0	0
武蔵台学園	0	7	2	0	2	4	1
羽村特別支援学校	0	2	0	0	1	0	0
永福学園	0	0	0	0	0	0	0
南大沢学園	0	2	0	0	0	0	0
青峰学園	0	5	0	0	0	0	0
計	3	17	2	0	3	7	1

高等部平成31年度卒業生進路実績

令和2(2020)年9月1日時点(単位:人)

	進学	一般 就労	就労移行 職業訓練	就労 継続A型	就労 継続B型	生活 介護	その他
八王子盲学校	0	0	0	0	0	0	0
立川ろう学校(普通科)	0	0	0	0	0	0	0
立川ろう学校(専攻科)	0	0	0	0	0	0	0
村山特別支援学校	1	0	0	0	0	1	0
府中けやきの森学園	0	0	0	0	1	0	0
武蔵台学園	0	5	1	0	2	5	1
羽村特別支援学校	0	1	1	0	2	1	0
永福学園	0	1	0	0	0	0	0
南大沢学園	0	3	0	0	0	0	0
青峰学園	0	1	0	0	0	0	0
計	1	11	2	0	5	7	1

※立川ろう学校(専攻科)は2年制

(出典) ともに、各校への聞き取りによる(立川市障害福祉課)

第3章

障害者施策の方針及び取組

第1節 国の基本的な指針

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の作成にあたっては、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標を設定するとともに、サービスを提供するための体制の確保が総合的・計画的に図られることを目的として、国の基本的な指針が示されています。

基本的理念

計画の作成にあたっては、下記の点に配慮することとしています。

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保
7. 障害者の社会参加を支える取組

提供体制の確保に係る目標

令和5（2023）年度を目標年度（計画期間の終期）とする本計画において、必要なサービス等の提供体制の確保に係る目標として下記の「成果目標」が掲げられています。また、成果目標を達成するための必要な指標である「活動指標」を見込むこととしています。

※第4章「成果目標」（P. 19～P. 29）参照

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害児支援の提供体制の整備等
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

サービス等の見込量と確保の方策

本計画の対象期間である令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量と、その見込量の確保のための方策を定めることとしています。また、地域生活支援事業の実施についても同様に見込量等を定めることとしています。

計画の作成のための体制の整備

計画の作成にあたって、下記の体制の整備を図るよう示されています。

① 作成委員会等の開催

地域の実情に即した実効性のある内容とするため、サービスを利用する障害者等をはじめ、幅広い関係者の意見を反映すること。

⇒ 障害者総合支援法に規定する協議会（立川市自立支援協議会）及び障害者基本法に規定する合議制の機関（立川市障害者施策推進委員会）において協議しました。

② 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

関係部局と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成すること。

⇒ 関係部局により構成する「障害者計画等策定連絡会」を設置して協議するとともに、関係する他の個別計画との整合を図りました。

③ 市町村と都道府県との連携

広域的調整との整合性を図るため、市町村と都道府県が意見を交換すること。

また、地域の実情に応じたサービス等の提供体制の整備を進める観点から、都道府県は基本的な考え方を示すとともに市町村との協議の場を設けるなど適切な支援を行うことが望ましい。

⇒ 東京都より基本的な考え方が示されたほか、ヒアリングにより協議を行いました。

しょうがいしゃとう りようじつたいおよ はあく
障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

サービス等の見込量の設定にあたっては、現在のサービス等の利用実態について分析を行うとともに、アンケート調査等を行うこと。

⇒ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用者と、市内の指定特定相談支援事業所を対象にアンケート調査を実施しました。また、過去5年間のサービス等の利用実績や第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定時からのサービス提供事業所数の推移、支給決定と実際の利用の比較等の分析を行いました。

じゅうみん いけん はんえい
住民の意見の反映

障害者等を含む地域住民の意見を反映させるため、作成委員会等の設置に際しての地域住民の参画、パブリックコメントの実施等を行うこと。

⇒ 前述の作成協議を行った協議会及び委員会は、障害当事者、家族会等の団体、サービス提供事業者のほか、福祉・保健医療・教育・就労・事業者・法曹・学識経験者・地方公共団体など地域のさまざまな立場の方が委員として参画しました。

ていきてき ちょうさ ぶんせきおよ ひょうか
定期的な調査、分析及び評価

成果目標及び活動指標については、少なくとも年に1回は実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら、中間評価としての分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直し等を行うこと。中間評価の際には、協議会、合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果についての公表に努めること。

⇒ 計画の進捗管理のため「PDCA サイクル評価・改善管理シート」を活用し、年度ごとに中間の評価をするとともに、自立支援協議会及び障害者施策推進委員会より意見聴取を行いその結果を市のホームページにて公表します。

第2節 第6次障害者計画における施策体系

本市における障害福祉分野の個別計画は、施策の方向性などを定めた基本的な計画である「第6次障害者計画（令和2（2020）～令和6（2024）年度）」と、サービス等の見込量や確保の方策を定める実施計画である「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3（2021）～令和5（2023）年度）」の2つがあり、整合を図っています。 ※P. 2～3「第1章 計画の概要_第2節 計画の位置づけ」参照

第6次障害者計画では、理念をもとに4つの基本方針を掲げ、実現のための8つの主な施策を定め、各施策のもとに具体的な取組内容を示して体系化しており、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における国の基本指針に基づく成果目標との関係は下記の通りです。

基本方針1 権利擁護の推進

<施策1> 差別の解消及び権利擁護の推進

取組内容

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進と障害理解の促進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 成年後見制度の利用促進
- (4) 障害者虐待の防止

<施策2> 情報保障

取組内容

- (1) 意思疎通の支援
- (2) 情報提供の推進

基本方針2 相談体制の整備

<施策3> 相談体制

取組内容

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 相談支援の質の向上

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
<成果目標6> 相談支援体制の充実・強化等

きほんほうしん ちいきせいかつ しえん
基本方針3 地域生活の支援

しきく
 <施策4> ちいきせいかつしえん
 地域生活支援

とりくみないよう
 取組内容

- ふくしじんざい かくほ (1) 福祉人材の確保とスキルアップ (2) しょうがいふくし ていきょう
 障害福祉サービスの提供
 す かくほ (3) 住まいの確保 (4) ちいきいこう そくしん
 地域移行の促進
 ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび うんよう ちいき (5) 地域生活支援拠点等の整備と運用 (6) 地域とのつながり

だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく
 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

せいかもくひょう
 <成果目標7>

しょうがいふくし どう しつ こうじょう とりくみ かか たいせい こうちく
 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

せいかもくひょう
 <成果目標1>

ふくしせつ にゆうしょしゃ ちいきせいかつ いこう
 福祉施設の入所者の地域生活への移行

せいかもくひょう
 <成果目標2>

せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ こうちく
 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

せいかもくひょう
 <成果目標3>

ちいきせいかつしえんきよてんとう ゆう きのう じゅうじつ
 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

しきく こそだ しえん きょういく
 <施策5> 子育て支援・教育

とりくみないよう
 取組内容

- そうきはつけん そうきしえん (1) 早期発見・早期支援 (2) こそだ しえん
 子育て支援
 れんけいたいせい こうちく そくしん (3) 連携体制の構築と促進 (4) きょういくしえん じゅうじつ
 教育支援の充実
 しょうがいりかい こころ すいしん (5) 障害理解と心のバリアフリーの推進

だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく
 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

せいかもくひょう しょうがいじしえん ていきょうたいせい せいびとう
 <成果目標5> 障害児支援の提供体制の整備等

しきく かんきょう あんぜん
 <施策6> 環境・安全

とりくみないよう
 取組内容

- ぼうさいたいさく さいがいじ しえん (1) 防災対策と災害時の支援 (2) バリアフリーの推進
 ぼうはんたいさく すいしん (3) 防犯対策の推進

きほんほうしん じりつ む しゅうろうしえん しゃかいさんか そくしん
基本方針4 自立に向けた就労支援・社会参加の促進

しきく 7 こよう しゅうろう
<施策7> 雇用・就労

とりくみないよう
取組内容

いっばんしゅうろう そくしん ていちゃくしえん
(1) 一般就労の促進と定着支援

ふくしてきしゅうろう じゅうじつ
(2) 福祉的就労の充実

だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

せいかもくひょう ふくししせつ いっばんしゅうろう いこうとう
<成果目標4> 福祉施設から一般就労への移行等

しきく 8 しゃかいかつどう さんか
<施策8> 社会活動への参加

とりくみないよう
取組内容

にっちゅうかつどうおよ よか しえん じゅうじつ
(1) 日中活動及び余暇支援の充実

ぶんかげいじゆつかつどう すいしん
(2) 文化芸術活動の推進

かつどう すいしん
(3) スポーツ活動の推進

しょうがいがくしゅうかんきょう せいび
(4) 生涯学習環境の整備

だい しょう
第4章

せい か も く ひ ょ う
成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

◆ くに 基本指針 令和5 (2023) 年度末時点

< 地域生活への移行者数 >

○ 令和元 (2019) 年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行

< 施設入所者数 >

○ 令和元(2019)年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

◇ 本市の考え方

< 地域生活への移行者数 >

第5期障害福祉計画では、平成28(2016)年度末時点での施設入所者114人のうち、令和2(2020)年度末までに8人の地域移行を目標としていましたが、平成31(2019)年度末までの3年間の実績は2名となっており、令和2(2020)年度末までの目標達成は難しい状況です。

本計画では、平成31(2019)年度末時点の施設入所者120人のうち、令和5(2023)年度末までに1年間あたり2人の移行を目指し、合計8人を目標とします。

< 施設入所者数 >

第5期障害福祉計画では、令和2(2020)年度末時点の入所者数が、平成28(2016)年度末時点での施設入所者114人を超えないとする目標でしたが、平成31(2019)年度末時点の入所者数は120人となっています。3年間の新規入所者数は、平成29(2017)年度3人、平成30(2018)年度11人、平成31(2019)年度7人でした。また、アンケートでも、今後3年以内の施設入所を希望する回答が障害者の4%、将来子どもの施設入所を希望と回答する保護者が約5%いました。入所待機者や今後の利用希望も含め一定のニーズがあり、入所者数を減らすことは困難な状況です。

本計画では、令和5(2023)年度末時点の施設入所者数が、平成31(2019)年度末時点の入所者数である120人を超えないことを目標とします。

もくひょう たっせい ほうさく
◇ 目標達成のための方策

もくひょう たっせい む ひ つづ ほんにん い し はあく ほうほう ちいきいこうおよ ちいきせいかつ
目標達成に向けて、引き続き本人の意思を把握する方法や、地域移行及び地域生活
けいぞく しえん にな かんけいしゃ きかん けんとう
の継続のための支援を担う関係者・機関のネットワークづくりなどについての検討を
すす
進めます。

じゆうどしょうがいしゃ こうどうしょうがい かた がっち せっち
また、重度障害者や行動障害の方など、ニーズに合致したグループホームの設置
そくしん にっちゅうかつどう ば かくほどう と く
促進、日中活動の場やホームヘルパーの確保等について取り組んでいきます。

せい か も く ひ ょ う
[成果目標]

こ う も く 項 目	にん ず う 人 数
へいせい ねんどもまつじてん しせつにゆうしよしやすう 平成31(2019)年度末時点の施設入所者数	120人
れいわ ねんどもまつ ちいきせいかついこうしやすう 令和5(2023)年度末までの地域生活移行者数	8人
れいわ ねんどもまつじてん しせつにゆうしよしやすう 令和5(2023)年度末時点の施設入所者数	120人

おも かつどうしひょう
[主な活動指標]

こ う も く 項 目	れいわ ねんど 令和3年度 (2021)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023)
① ちいきいこうしえんりようしやすう つきへいきん 地域移行支援利用者数(月平均)	2人	2人	2人
② ちいきていちゃくしえんりようしやすう つきへいきん 地域定着支援利用者数(月平均)	2人	2人	2人
③ きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助(グループホーム) りようしやすう ねんどもまつげつ 利用者数(年度末月)	225人	230人	235人
④ しな い せっちすう 市内グループホーム設置数 ねんどもまつ (年度末)	35か所	36か所	37か所

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆国の基本指針 令和5（2023）年度末時点

- 退院後1年以内の地域における平均生活日数 … 316日以上
- 1年以上の長期入院患者数 … 10.6万～12.3万人へ（H30：17.2万人）
- 入院後の早期退院率 … 3か月時点69%以上、6か月時点86%以上、1年時点92%以上

※上記3項目は、都道府県により目標設定

◇本市の考え方

地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括ケアシステムを協議する場のあり方を検討し、協議の場の設置につなげていくため、市内の精神障害支援者や医療関係者（医療機関、訪問看護、デイケア等）の参加するコア会議を開催し、協議の場についてのイメージづくりや課題の検討・共有を図ってきました。今後は協議の場を立ち上げ、課題の抽出や具体的な活動を進めていきます。

また、長期入院患者の地域生活への移行や、入院後の早期退院の促進に伴う基盤整備量を勘案して、障害福祉サービス等の充実を図っていきます。

おも かつどうしひょう 【主な活動指標】

項目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
① 保健・医療・福祉関係者による協議の場	開催回数	6回	8回	12回
	参加者数	11人	12人	12人
② 精神障害者の地域移行支援延べ利用者数		3人	4人	4人
③ 精神障害者の地域定着支援延べ利用者数		3人	4人	4人
④ 精神障害者の共同生活援助利用者数 (市内・市外グループホーム)(年度末月)		42人	44人	45人
⑤ 精神障害者の自立生活援助利用者数 (年度末月)		3人	4人	4人

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

◆国の基本指針 令和5（2023）年度末時点

○地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

◇本市の考え方

第5期障害福祉計画における国の基本指針では、令和2（2020）年度末までに、各市町村又は各圏域において地域生活支援拠点等を整備するとされていました。本市では、平成30（2018）年7月に、自立支援協議会の元に「地域生活支援拠点等プロジェクトチーム」を立ち上げ、体制や役割等について協議を重ねてきました。

令和2（2020）年7月から、障害者の方の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据えて、障害者の方が地域で住み続けられることを目指す立川市地域生活支援拠点等事業を開始し、拠点等コーディネーターを市内4か所の事業所に配置しています。

◇目標達成のための方策

拠点等コーディネーターや拠点関係機関による会議を定期的に開催するとともに、自立支援協議会と連携して運用状況の検証・検討を行い、制度の周知や機能の充実を図っていきます。

[成果目標]

項目	内容
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上検証・検討

[主な活動指標]

項目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
① 自立支援協議会による検証・検討	1回	1回	1回
② 拠点関係機関の会議による検証・検討	12回	12回	12回

4 福祉施設から一般就労への移行等

◆国の基本指針 令和5（2023）年度末時点

<就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数>

○令和元（2019）年度の移行者数の1.27倍以上

- ・うち就労移行支援事業からの移行者数は1.30倍以上
- ・うち就労継続支援A型事業からの移行者数は1.26倍以上
- ・うち就労継続支援B型事業からの移行者数は1.23倍以上

<就労定着支援事業の利用割合>

○就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した者のうち7割の利用

<就労定着支援事業の就労定着率>

○就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上

◇本市の考え方

<就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数>

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は、平成30（2018）年度が36人、平成31（2019）年度が42人となっています。また、令和3（2021）年4月までに、法定雇用率が現行より0.1%引き上げになるとともに、対象となる事業主の範囲も広がるため、障害者雇用の更なる促進が見込まれます。

本計画では、国の基本指針に基づき、令和5（2023）年度の一般就労移行者を54人、うち事業別の移行者数は就労移行支援事業38人、就労継続支援A型事業4人、就労継続支援B型事業11人を目標とします。なお、就労移行支援事業と就労継続支援A型事業については、移行率の上昇を見込み、就労継続支援B型事業については、利用者の増加を見込んだものです。

<就労定着支援事業の利用割合・就労定着率>

就労定着支援事業の利用者は、平成30（2018）年度末が14人、平成31（2019）年度末が17人でした。また、年間の利用者数は、平成30（2018）年度が19人、平成31（2019）年度が33人でした。

一般就労への移行とともに就労定着も重要となることから、国の基本指針に基づき、令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した者のうち7割が就労定着支援事業を利用すること、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

◇目標達成のための方策

アンケートでは、一般就労をしている人が約10%、通所施設等の利用者が約60%となっており、未就労の人のうち今後一般就労を希望する人は約45%でした。働くための支援や配慮として、「職場の人たちの障害に関する理解」が必要との回答が多くありました。一般就労への移行と就労後の定着のためには、就労と生活の両面を見据えた支援が必要なため、支援者のスキルアップや関係機関との連携を図っていきます。

また、一般就労が困難な利用者についても、適性に応じて能力を発揮し地域での自立した生活を継続する必要があります。就労継続支援等の工賃の向上に寄与するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、障害者就労施設等からの調達の推進を図ります。

【成果目標】

項目	人数
平成31(2019)年度の一般就労移行者数	42人
① 令和5(2023)年度の一般就労移行者数	54人
うち 就労移行支援事業からの移行者数	38人
うち 就労継続支援A型事業からの移行者数	4人
うち 就労継続支援B型事業からの移行者数	11人
項目	割合
② 令和5(2023)年度における一般就労移行者の就労定着支援事業の利用割合	70%
③ 令和5(2023)年度における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%

※第6期障害福祉計画より、一般就労移行者数の対象は、従来の市内事業所の全利用者から立川市のサービス支給決定者（市外事業所含む）へ変更しました。そのため、算出根拠となる過去2年の実績値も、変更後の算出方法に基づいて記載しています。

【主な活動指標】

項目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
① 就労移行支援事業利用者数(年度末月)	60人	62人	64人
② 就労定着支援事業利用者数(年度末月)	25人	30人	35人
③ 障害者就労支援事業利用者数(年度末)	実績管理のみ		

5 障害児支援の提供体制の整備等

◆国の基本指針 令和5（2023）年度末時点

<児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実>

○児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置

○すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

<主に重症心身障害児を支援する事業所の確保>

○児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保

<医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置>

○各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

○各市町村において、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

◇本市の考え方

<児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実>

児童発達支援センターについては現在未設置ですが、本市の長期総合計画後期基本計画において設置するとしており、第2次発達支援計画においても、「途切れのない発達支援の拠点となる児童発達支援センターの役割や機能を検討」としています。

また、保育所等訪問支援については、現在市内で実施している事業所はありませんが、近隣市の事業所の利用者が若干名いる状況です。

<主に重症心身障害児を支援する事業所の確保>

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は市内に1か所あり、近隣市にある2か所の事業所の利用も含め、平成31（2019）年度末の月間利用実績は6人で52日です。また、放課後等デイサービス事業所は市内にはなく、近隣市にある4か所の事業所を7人の方が40日利用しました。主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、市内でのサービス提供体制の整備を目指し、令和5年度末までに、市内に1か所確保することを目標とします。

<医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置>

協議の場については、平成31（2019）年度に「立川市医療的ケア児支援関係者会議」を立ち上げ、課題や情報の共有、関係機関の連携強化、支援策の検討などを行っています。また、「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」受講済の相談支援専門員が上記関係者会議の委員として参加していますが、自治体によるコーディネーターの配置はできていません。

◇目標達成のための方策

児童発達支援センターについては、立川市第2次発達支援計画及び立川市施設整備計画に基づいて、設置に向け検討を進めていきます。

また、保育所等訪問支援についても、児童発達支援センターでの実施事業として検討するとともに、民間事業所への働きかけや保育所等への制度周知を図ります。

主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、採算の問題もありますが、事業所が参入できる方策を検討していきます。

医療的ケア児に関するコーディネーターについては、医療的ケア児が適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援関係者会議等において、コーディネーターの役割やあり方を検討したうえで、配置についての協議を進めていきます。

[成果目標]

項目	平成31年度末 (2019)	令和5年度末 (2023)
① 児童発達支援センターを設置	未設置	設置に向け役割や機能を検討
② 保育所等訪問支援の体制を構築	未構築	構築
③ 主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	0か所	1か所
④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議 の場の設置	設置	設置
⑤ 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	未配置	配置

[主な活動指標]

項目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
保育所等訪問支援事業利用者数(年度末月)	3人	3人	3人

6 相談支援体制の充実・強化等

◆国の基本指針 令和5（2023）年度末時点

○総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保

◇本市の考え方

現在、市内3か所の事業所に委託して相談支援の窓口を設置しています。地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターは未設置のため、設置検討のなかで相談支援体制の充実・強化を図っていきます。また、アンケート結果より、家族以外の相談先や情報入手先として、施設や通所先との回答が多く見られることから、関係機関との連携を強化することにより体制の充実につながると考えます。

◇目標達成のための方策

自立支援協議会相談支援専門部会の活動や相談支援事業所連絡会の実施を通じて、連携強化やスキルアップに取り組みます。

また、相談支援体制の充実・強化に向けて、下記①～④について各取組や機能の現状と今後実施すべき具体的な内容を把握したうえで、基幹相談支援センターの設置（あり方）について検討していきます。

- ① 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談の実施
- ② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
- ③ 地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援
- ④ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施

[成果目標]

項目	内容
令和5年度末までに相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	体制の確保に向けた検討

[主な活動指標]

項目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
① 総合的・専門的な相談支援の実施	検討	検討	検討
② 指定特定相談支援事業所連絡会の開催	4回	4回	4回

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

◆国の基本指針 令和5（2023）年度末時点

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する体制の構築
- ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
 - ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
 - ・指導検査結果の関係市町村との共有 ※都道府県により目標設定

◇本市の考え方

<障害福祉サービス等に係る各種研修の活用>

市職員が主に受講している研修は、下記の通りです。

- ・東京都障害支援区分認定調査員研修
- ・新任向け身体障害者・知的障害者業務の研修
- ・補装具判定研修、日常生活用具相談研修
- ・権利擁護・虐待防止研修

主に新規配属となった職員が受講するほか、必要に応じて研修を活用しています。

<障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有>

毎月、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）からの審査結果をもとに、エラーとなった内容を確認し、請求誤り等について事業者へ連絡・説明をして修正依頼をしています。

◇目標達成のための方策

東京都や心身障害者福祉センター等の実施する各種研修を引き続き活用し、障害福祉サービスの適切な提供に必要な知識を理解・習得していきます。

また、毎月の国保連審査結果の確認と修正作業を継続するとともに、事業所連絡会等を活用して、報酬改定や誤りやすいケース等について周知し、過誤請求の防止と適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

せい かもく ひょう
[成果目標]

こ う も く 項 目	な い よ う 内 容
れい わ ねん ど まつ 令和5年度末までに しょう がい ふく し 障害福祉サービス等の質 を 上 げ せ る た め の と り ぐ む み か か を向上させるための取組に係る体制を構築	たい せい こ う ち く 体制を構築

おも かつ どう し ひょう
[主な活動指標]

こ う も く 項 目	れい わ ねん ど 令和3年度 (2021)	れい わ ねん ど 令和4年度 (2022)	れい わ ねん ど 令和5年度 (2023)
① とう きやう と じっ し けん し ゆ う 東京都の実施する研修への市職員 <small>ししやくいん</small> の参加 <small>さんか</small>	16人	16人	16人
② しん さ し は ら い と う 審査支払等システムの審査 けつ か ぶん せ き 結果を分析してその結果を かつ よ う じぎやう しやう と う きやう ゆ う 活用し事業所等と共有	たい せい う む 体制の有無	あり	あり
	じっ し かい すう 実施回数	12回	12回

第5章

障害福祉サービス等の見込量

第1節 訪問系サービス

1. 居宅介護（ホームヘルプ）

～サービス内容～
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	255人	251人	243人
月間総利用時間	3,320時間	3,155時間	3,014時間

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	255人	260人	265人
月間総利用時間	3,188時間	3,380時間	3,578時間

見込量の考え方

平成31年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用時間は12.40時間でした。近年の実績や現在の状況、利用者のニーズから、毎年5人の利用者と平均利用時間の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に31か所あり、平成29(2017)年10月時点と比較すると1か所増加しています。また、近隣市の事業所を利用する方もいますが、ヘルパー不足の問題や時間帯によって希望通りの利用ができないといった声もあります。

安定的なサービスを提供するため、引き続き自立支援協議会や居宅介護事業所連絡会等を中心に、訪問系サービス全般のヘルパーの確保やスキルアップについて検討していきます。

2. 重度訪問介護

～サービス内容～

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	78人	75人	76人
月間総利用時間	21,889時間	19,871時間	19,693時間

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	83人	84人	85人
月間総利用時間	21,580時間	21,840時間	22,100時間

見込量の考え方

平成31年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用時間は259.12時間でした。近年の実績や現在の状況、利用者のニーズから、利用者との平均利用時間の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に30か所あり、平成29(2017)年10月時点と比較すると2か所増加しています。また、近隣市の事業所を利用する方もいますが、居宅介護と同様にヘルパー不足の問題や時間帯によって希望通りの利用ができないといった声もあります。

平成30年度より、重度訪問介護の新任従業者に対する熟練従業者の同行支援が、一定の条件のもと可能となりました。

意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービスが提供できるよう、人材確保と障害特性を理解したヘルパーの養成を促していきます。

3. 同行援護

～サービス内容～

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	61人	60人	52人
月間総利用時間	1,732時間	1,517時間	1,208時間

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	58人	60人	62人
月間総利用時間	1,624時間	1,680時間	1,736時間

見込量の考え方

平成31年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用時間は23.23時間でした。近年の実績や現在の状況、利用者のニーズから、毎年2人の利用者との利用時間増加を見込んで算出しました。

なお、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、介護保険サービスと併せて利用する65歳以上の視覚障害者も含まれています。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に12か所あり、平成29(2017)年10月時点と比較すると2か所減少しています。事業所はすべて地域生活支援事業の移動支援のサービスも提供している事業者となっています。他の訪問系サービスと同様にヘルパー不足の問題のほか、長時間の利用や時間帯によって希望通りの利用ができないといった声もあるため、引き続きヘルパーの確保について検討していきます。

4. 行動援護

～サービス内容～

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	35人	37人	32人
月間総利用時間	1,055時間	1,105時間	912時間

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	34人	35人	36人
月間総利用時間	1,020時間	1,050時間	1,080時間

見込量の考え方

平成31年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用時間は28.50時間でした。近年の実績や現在の状況、利用者のニーズから、毎年1人の利用者との利用時間増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に5か所あり、平成29(2017)年10月時点と比較すると1か所増加しています。アンケートでは、今後の新規利用や利用時間の増加を希望する意見が多く見られましたが、行動援護に従事できるヘルパーやサービス提供責任者の資格や経験年数等の要件が厳しいこともあり、地域生活支援事業の移動支援を提供している事業者と比較して少なく、需要に対して提供が不足している状況です。行動援護のヘルパー養成講習への参加等により、新たに事業者が指定を受けるなど、確保に向けて検討していきます。

5. 重度障害者等包括支援

～サービス内容～

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	0人	0人	0人
月間総利用時間	0時間	0時間	0時間

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	0人	0人	0人
月間総利用時間	0時間	0時間	0時間

見込量の考え方

過去3年間の利用実績はありません。令和2(2020)年9月現在支給決定はなく、今後の利用見込みもありません。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内にはなく、都内でも1か所のみとなっています。今後も、制度の動向や事業者の参入状況、利用者のニーズ等に注視していきます。

第2節 日中活動系サービス

1. 生活介護

～サービス内容～

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	356人	367人	376人
月間総利用日数	7,171日	7,170日	7,444日

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	385人	390人	400人
月間総利用日数	7,508日	7,605日	7,800日

見込量の考え方

平成31年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用日数は19.80日でした。近年の実績と現在の状況、特別支援学校卒業後の新規利用者等を見込むとともに、令和5年度に市外からの事業所の移転により増加予定であることを勘案し、利用者の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に14か所あり、平成29(2017)年10月時点と比較すると2か所増加しています。

重度障害者の地域生活への移行や継続を推進するため、利用者の状況と事業所の活動内容のマッチング等も考慮しながら、整備を進めていきます。

また、医療的ケアに対応できる事業所については、平成23(2011)年2月より、立川市総合福祉センター内で、立川市社会福祉協議会への補助事業として実施しています。

2. 自立訓練（機能訓練）

～サービス内容～

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、リハビリテーションや身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	3人	3人	0人
月間総利用日数	27日	28日	0日

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	1人	1人	1人
月間総利用日数	10日	10日	10日

見込量の考え方

平成31年度末時点での利用実績はなく、平成30年度末の実績では、利用人数は3人、1人あたりの月間平均利用日数は9.33日でした。近年の実績と現在の状況から、利用者数は1人とし、1人あたりの月間平均利用日数を10日として算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内にはなく、多摩地域(市部)では8か所あります。今後も市内での設立の見込みはありませんが、利用者の動向を見ながら対応していきます。

3. 自立訓練（生活訓練）

～サービス内容～

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、食事や入浴、排せつ、家事等の生活能力の向上のため必要な訓練を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	36人	44人	33人
月間総利用日数	371日	389日	328日

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	36人	36人	36人
月間総利用日数	360日	360日	360日

見込量の考え方

平成31年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用日数は9.94日でした。精神科病院等からの地域移行による利用ニーズも含め、近年の実績と現在の状況から、利用状況はほぼ横ばいで推移すると見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に3か所あり、平成29(2017)年10月時点と比較すると1か所減少しています。本サービスは、就労や日中活動系サービスの継続的な利用の前段階としての、生活習慣の確立・定着に向けた役割があります。長期入院患者が地域で生活するために必要な訓練を実施するなど、地域移行を推進する上で重要となることから、引き続き事業者の確保に努めていきます。

4. 就労移行支援

～サービス内容～

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	54人	67人	56人
月間総利用日数	908日	1,001日	970日

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	60人	62人	64人
月間総利用日数	990日	1,023日	1,056日

見込量の考え方

平成31年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用日数は17.32日でした。近年の実績と現在の状況から、毎年2人の利用者の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に10か所あり、平成29(2017)年10月時点と比較すると1か所増加しています。全国的に事業所が増加傾向にあることから、市内だけではなく市外の事業所の利用者も多く見られます。一般就労へ移行することだけではなく、雇用とのマッチングや就労後の定着についての支援も重要となるため、質の確保にも努めていきます。

5. 就労継続支援A型(雇用型)

～サービス内容～

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	21人	22人	18人
月間総利用日数	388日	455日	375日

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	18人	18人	18人
月間総利用日数	360日	360日	360日

見込量の考え方

平成31年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用日数は20.83日でした。近年の実績と現在の状況から、利用状況はほぼ横ばいで推移すると見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に2か所あり、平成29(2017)年10月時点から増減はなく、市外の事業所の利用者も多く見られます。利用者のニーズにあった選択ができるよう、市外も含めた事業所の情報収集・情報提供に努めます。

6. 就労継続支援B型(非雇用型)

～サービス内容～

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結ばない就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	422人	445人	428人
月間総利用日数	6,676日	6,760日	6,842日

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	455人	460人	465人
月間総利用日数	6,916日	6,992日	7,068日

見込量の考え方

平成31年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用日数は15.99日でした。近年の実績と現在の状況から、毎年5人の利用者の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に26か所あり、平成29(2017)年10月時点と比較すると2か所増加しています。活動内容や利用のペース、送迎の確保など、利用者のニーズとのマッチングが重要となるため、生きがいや社会参加の場としても多様な働き方のできる事業所の確保に努めていきます。

また、福祉的就労の受注拡大や工賃の向上を図るため、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、物品等の調達の推進を図ります。

7. 就労定着支援

～サービス内容～

一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対して、就労の継続を図るために就労先・自宅等への訪問や必要な連絡調整・助言などを行います。

<サービス実績量> ※各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数		14人	17人

※平成30年度からの新規事業

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	25人	30人	35人

見込量の考え方

平成31年度末の月間利用実績は17人でした。今後の一般就労移行者の増加とその利用により、毎年5人の利用者の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

平成30年度にスタートした新規事業であり、令和2(2020)年9月現在サービス提供事業所は市内に7か所あります。

国の基本指針における成果目標として、「就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行したもののうち7割以上の利用」と、「就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上」が示されています。就労と生活の両面を見据えた支援により、就労の継続を図るため、サービスの利用の促進を図ります。

8. 療養介護

～サービス内容～

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	20人	20人	19人

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	18人	18人	19人

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況から、利用状況はほぼ横ばいと見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所(医療機関)は市内にはなく、多摩地域(市部)では8か所あります。今後も市内での設立の見込みはありませんが、利用者の動向を見ながら対応していきます。

9. 短期入所（福祉型）

～サービス内容～

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	83人	90人	92人
月間総利用日数	467日	450日	453日

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	94人	96人	100人
月間総利用日数	489日	499日	520日

見込量の考え方

平成31年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用日数は4.92日でした。近年の実績と現在の状況、令和5年度に市外からの事業所の移転により増加予定であることを勘案し、利用者の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に2か所あり、平成29(2017)年10月時点から増減はありません。介護する家族を支援するためのレスパイト利用のほか、介護者の入院や施設入所待機のための利用などニーズは増えていますが、緊急時の利用確保や、予約が取りにくいといった課題があります。また、アンケートでは、障害児の介護者の1/3は他にも乳幼児や高齢者、病気や障害のある人のケアを担っているとの回答があり、更なる需要が見込まれます。令和5年度に市外からの事業所の移転にあわせ増床が見込まれますが、引き続き拡充に努めていきます。

なお、精神障害者に対しては、平成18(2006)年度より市内のグループホームを利用した都型短期入所事業（法外）を実施しています。

10. 短期入所（医療型）

～サービス内容～

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め病院・診療所等において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	21人	19人	24人
月間総利用日数	179日	154日	210日

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	22人	22人	22人
月間総利用日数	165日	165日	165日

見込量の考え方

平成31年度末の実績では、1人あたりの月間平均利用日数は8.75日でした。近年の実績と現在の状況から、利用状況はほぼ横ばいと見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所(医療機関)は市内にはなく、近隣の療育病院や療育センター等が利用されていますが、当日の体調によるため事前予約が難しい、希望通りの利用ができないといった声もあります。今後も市内での設立の見込みはありませんが、利用者の動向を見ながら対応していきます。

第3節 居住系サービス

1. 自立生活援助

～サービス内容～

障害者支援施設等の退所者、精神科病院等を退院した者、グループホームの退居者等に対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

<サービス実績量> ※各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数		2人	1人

※平成30年度からの新規事業

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	5人	6人	7人

見込量の考え方

平成31年度末の月間利用実績は1人でした。近年の実績と現在の状況をともに、退院後やグループホームから単身生活への移行等を勘案し、今後毎年1人の利用者の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

平成30年度にスタートした新規事業であり、令和2(2020)年9月現在サービス提供事業所は市内に3か所あります。定期的な訪問を通じて、家事全般や金銭管理、体調管理、近隣との関係などに課題はないか確認し、必要な支援や連絡調整を行うことによって、地域での生活への移行や継続を支援するサービスであるため、制度の内容や利用方法について周知を進めていきます。

2. 共同生活援助（グループホーム）

～サービス内容～

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	188人	191人	209人
市内事業所数	27か所	31か所	33か所

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	225人	230人	235人
市内事業所数	35か所	36か所	37か所

見込量の考え方

利用者、グループホームの設置箇所ともに毎年増加傾向にあります。今後の需要や設置予定を見込むとともに、入所施設や精神科病院からの地域移行による利用者も勘案し、毎年5人の利用者の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に34か所あり、平成29(2017)年10月時点と比較すると7か所増加しており、市外のグループホームの利用者も多くなっています。親亡き後の利用を検討している方や、住み慣れた市内での利用を希望する方もおり、アンケートでも約17%の人が今後の利用を希望しているなど、引き続き需要はある状況です。また、地域生活への移行や継続を推進するためにも、新規開設を希望する事業者へ重度障害や行動障害の方のニーズへの対応についても働きかけながら、整備を進めていきます。

3. 施設入所支援

～サービス内容～

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	113人	118人	120人
市内事業所数	1か所	1か所	1か所

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	120人	120人	120人
市内事業所数	1か所	1か所	2か所

見込量の考え方

近年の実績と施設入所に対するニーズ、地域移行、グループホーム新設等を勘案し、利用者数は横ばいとして算出しました。なお、令和5年度に市外からの施設移転により1か所増加の見込みとなっています。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、入所施設は市内に1か所あり、平成29(2017)年10月時点から増減はなく、市外の施設利用者も多い状況です。国の基本指針における成果目標の1項目として「施設入所者の削減」が掲げられており、地域移行を推進していく必要がある一方で、入所待機者や今後入所を必要とする方も一定数いる状況です。

入所者の意向や状況把握、アウトリーチによる働きかけ等について検討を進めるとともに、真に入所を必要とする方の待機状態の解消に努めていきます。

第4節 相談支援

1. 計画相談支援

～サービス内容～

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、必要に応じてサービス事業者等との連絡調整、計画の見直し、変更等を行います。

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	197人	235人	281人

※平成29年度は3月の利用実績、平成30年度以降は月平均利用実績

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間平均利用人数	284人	288人	292人

見込量の考え方

今後の障害福祉サービス等の利用者の増加を勘案し、毎年4人の利用者の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に11か所あり、平成29(2017)年10月時点と比較すると4か所増加しています。一方で、障害福祉サービス等の利用者の増加により、新規利用者への対応が困難な状況が続いているため、引き続き各種サービスを立ち上げる事業者に対し、計画相談支援も併せて立ち上げるよう働きかけを行い、担い手の確保を図るとともに、相談支援事業所連絡会等を通じて計画作成の質の向上や課題の共有等に努めていきます。

2. 地域移行支援

～サービス内容～

障害者支援施設や精神科病院等に入所、入院している者に対し、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	3人	2.3人	1.3人

※平成29年度は年間利用実績、平成30年度以降は月平均利用実績

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間平均利用人数	2人	2人	2人

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況をもとに、入所施設や精神科病院からの地域移行を勘案し、月平均の利用状況はほぼ横ばいと見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に4か所あり、平成29(2017)年10月時点と比較すると1か所増加しています。地域移行の促進とサービスの利用につなげるため、自立支援協議会を中心に、施設や病院、地域の関係機関による連携、支援体制やしきみの構築について検討していきます。

3. 地域定着支援

～サービス内容～

居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	3人	3.5人	2.4人

※平成29年度は年間利用実績、平成30年度以降は月平均利用実績

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間平均利用人数	2人	2人	2人

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況をもとに、入所施設や精神科病院からの地域移行を勘案し、月平均の利用状況はほぼ横ばいと見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に4か所あり、平成29(2017)年10月時点と比較すると1か所増加しています。主に施設や病院から地域移行した方が地域生活を継続できるよう、個々の状況や必要な支援に応じて自立生活援助との使い分けなどサービス利用について周知を進めていきます。

第5節 地域生活支援事業

1. 理解促進研修・啓発事業

障害者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行うとともに、障害者の社会参加の場を提供しています。

対象実施事業 障害者差別解消等啓発事業、障害者週間運営事業、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム事業

2. 自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援するもので、在宅の障害者やその家族の生活を支援するために、ピアカウンセラーによる相談をはじめとし、各種相談や情報提供を総合的に行っています。

対象実施事業 障害者生活支援事業

3. 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、障害福祉課及び3か所の委託事業所で実施しています。基幹相談支援センターについては現在未設置のため、設置に向けて検討します。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

専門的な職員を配置することにより、専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応など、相談支援機能の強化を図ることを目的とするもので、2か所の事業所で実施しています。

対象実施事業 地域活動支援センター事業

③ 住宅入居等支援事業

立川市社会福祉協議会により、権利擁護事業を活用して賃貸住宅等への入居を支援しています。

対象実施事業 たちかわ入居支援福祉制度

4. 成年後見制度利用支援事業

補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方に、制度の利用に要する費用を補助することにより、権利擁護を図ります。

対象実施事業 成年後見制度事業

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
成年後見制度事業年間利用者数	4人	5人	9人

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
成年後見制度事業年間利用者数	7人	8人	9人

見込量の考え方

近年の実績と継続利用・新規利用状況から、毎年1人の利用者増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

障害児のアンケートでは、制度の内容も含めて知っている保護者が4割強に対し、将来必要になったら利用させたいと考える保護者が6割弱でした。今後も地域あんしんセンターたちかわ等と連携し、関係機関や支援者を通じて制度の周知や情報提供等を行い、利用を促進します。

5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、権利擁護を図ることを目的とした事業です。

本市においては未実施のため、地域において制度利用を推進・支援する地域連携ネットワークの整備・運営を行う中核機関の立ち上げとともに検討を進めていきます。

6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、知的、発達等の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

対象実施事業 手話通訳者設置事業、意思疎通支援事業（手話通訳・要約筆記）

<サービス実績量> ※月間平均人数

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
手話通訳者設置事業人数	1人	1人	1人
手話通訳者派遣利用人数	24人	23人	24人
手話通訳者延べ派遣人数	55人	56人	60人
要約筆記者派遣利用人数	3人	3人	2人
要約筆記者延べ派遣人数	19人	17人	15人

<サービス見込量> ※月間平均人数

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
手話通訳者設置事業人数	1人	1人	1人
手話通訳者派遣利用人数	24人	24人	24人
手話通訳者延べ派遣人数	57人	57人	57人
要約筆記者派遣利用人数	3人	3人	3人
要約筆記者延べ派遣人数	17人	17人	17人

見込量の考え方

近年の実績から、手話通訳及び要約筆記の実利用人数、延べ派遣人数共に大きな変化はなく、横ばいとして算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

引き続き手話通訳者の窓口配置や養成講座の実施による登録者の確保を行うとともに、手話通訳者・要約筆記者の派遣業務委託を併用して円滑な対応を図ります。

7. 日常生活用具給付等事業

障害がある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

対象実施事業 日常生活用具給付等事業

<サービス実績量> ※年間給付件数

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
介護・訓練支援用具	23件	37件	24件
自立生活支援用具	44件	40件	33件
在宅療養等支援用具	23件	21件	30件
情報・意思疎通支援用具	21件	30件	31件
排せつ管理支援用具	3,203件	3,240件	3,534件
住宅改修費	7件	5件	6件

<サービス見込量> ※年間給付件数

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
介護・訓練支援用具	25件	25件	25件
自立生活支援用具	40件	40件	40件
在宅療養等支援用具	25件	25件	25件
情報・意思疎通支援用具	30件	30件	30件
排せつ管理支援用具	3,325件	3,325件	3,325件
住宅改修費	6件	6件	6件

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況から、給付件数は横ばいとして算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

申請に基づき、要綱で定められた日常生活用具を給付、貸与するとともに、要望等を踏まえ、必要な見直しについて検討していきます。

8. 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援事業を担う人材を養成するため、手話通訳者養成講座を実施します。

対象実施事業 手話通訳者養成事業

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
手話通訳者登録者数	25人	26人	27人

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
手話通訳者登録者数	28人	29人	30人

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況から、登録者数は令和3年度以降毎年1人の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

市が行っている手話通訳者養成講座を終了した方及び同等程度の手話能力を有している方を対象に登録通訳者試験を実施し、今後も登録者の確保に努めていきます。

9. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

対象実施事業 移動支援事業

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間平均利用人数	236人	229人	231人
月間平均総利用時間	2,800時間	2,667時間	2,637時間

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間平均利用人数	233人	234人	235人
月間平均総利用時間	2,670時間	2,690時間	2,710時間

見込量の考え方

平成31年度の平均利用実績では、1人あたりの月間平均利用時間は11.42時間でした。近年の実績や現在の状況、利用者のニーズから、毎年1人の利用者の増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に24か所あります。また、市外の事業所を利用する方もいますが、ヘルパー不足の問題や日中活動が休みとなる土日の余暇利用など、時間帯によって希望通りの利用ができないといった声や利用条件に関する要望等がアンケートからも見られます。今後もガイドヘルパーの養成について事業者と検討を行い、必要な人数の確保に努めます。

ちいきかつどうしえん
10. 地域活動支援センター

立川市にはI型のセンターが2か所あります。障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するセンターの機能を強化します。

対象実施事業 地域活動支援センター事業

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間平均利用人数	74人	57人	74人
市内事業所数	3か所	2か所	2か所

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間平均利用人数	76人	77人	78人
市内事業所数	2か所	2か所	2か所

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況から、毎年1人の利用者増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

平成30(2018)年度よりサービス提供体制の再編及び機能強化を図り、全ての障害に対応可能な地域活動支援センターを2か所設置しサービスを実施しています。

11. 訪問入浴サービス事業

自宅での入浴が困難な障害者に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

対象実施事業 重度身体障害者巡回入浴サービス事業

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間平均利用人数	17人	15人	17人
月間平均利用日数	63日	60日	65日

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間平均利用人数	16人	16人	16人
月間平均利用日数	60日	60日	60日

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況から、利用人数・利用日数ともに大きな変化はないものと見込み横ばいとして算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

利用者負担は、市民税所得割額が246,000円以下の方は無料、それを超える方は1回あたり500円となっており、引き続き必要とする利用者へサービスを提供していきます。

12. 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業で、介護人が一時的に保護します。

対象実施事業 在宅心身障害者（児）等緊急一時保護事業

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間平均利用人数(介護人家庭)	6人	1人	1人
月間平均利用人数(施設利用)	16人	15人	19人

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間平均利用人数(介護人家庭)	1人	1人	1人
月間平均利用人数(施設利用)	16人	16人	16人

見込量の考え方

近年の実績及び利用状況から、介護人家庭・施設利用共に利用は横ばいとして算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

利用形態は、介護人の家庭において保護する介護人家庭利用と、総合福祉センター内において、主に生活介護の利用時間外で保護する施設利用があり、引き続き必要とする利用者へサービスを提供していきます。

13. 巡回支援専門員整備

保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親の集まる施設・場に、巡回等支援を実施し、障害が気になる段階から支援を行うための体制の整備を図ります。

対象実施事業 総合発達相談事業「巡回保育相談・5歳児相談」(子ども家庭支援センター)

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
巡回保育相談年間実施回数	103回	118回	128回
5歳児相談年間実施件数	183件	147件	172件

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
巡回保育相談年間実施回数	130回	130回	130回
5歳児相談年間実施件数	175件	180件	185件

見込量の考え方

巡回保育相談は近年の実績から、5歳児相談は対象を市外の園にも拡充することを見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

認可保育園や幼稚園等への巡回保育相談や、年中児の保護者を対象として利用している園に出向いて行う5歳児相談を引き続き実施していきます。

14. レクリエーション活動等支援

障害者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を実施し、社会参加を促進します。

対象実施事業 障害者スポーツ大会、ふれあいの広場

15. 点字・声の広報等発行

文字による情報入手が困難な視覚障害の方に対し、地域生活を営む上で必要な情報を提供することにより、社会参加を促進します。

対象実施事業 声の広報

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
提供件数(発行1回あたり)	25件	26件	27件

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
提供件数(発行1回あたり)	25件	25件	25件

見込量の考え方

概ね同一の方に定期的に提供しているため、近年の実績と現在の状況から1回あたり25件の利用で推移すると見込みました。

令和2年7月より、市のホームページに声の広報(広報たちかわ音声版)の掲載を始めました。

サービスの提供と確保のための方策

広報たちかわの内容を録音し、身体障害者手帳4級以上の希望される方へ無料で郵送します。

16. 自動車運転免許取得・改造助成

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

対象実施事業 心身障害者自動車運転免許取得費補助事業、重度身体障害者

自動車改造費補助

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
自動車運転免許取得年間助成件数	4件	4件	6件
自動車改造年間助成件数	1件	2件	5件

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
自動車運転免許取得年間助成件数	4件	4件	4件
自動車改造年間助成件数	3件	3件	3件

見込量の考え方

近年の実績を基に、おおよその平均値を年間件数として算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

引き続き必要な経費について、基準に基づき助成します。

17. 更生訓練費給付

就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者及び障害者総合支援法附則第41条

第1項に規定する身体障害者更生援護施設入所者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

対象実施事業 更生訓練費の支給

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間平均利用人数	6人	3人	4人

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間平均利用人数	4人	4人	4人

見込量の考え方

近年の実績と現在の利用状況から、利用人数は横ばいとして算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

障害者自立支援法（現行法では障害者総合支援法）の施行前は更生訓練費の給付は必須でしたが、法施行後は各自治体の判断で給付を行っています。

第6章

障害児通所支援等の見込量

第1節 障害児通所支援

1. 児童発達支援

～サービス内容～
未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	123人	151人	169人
月間総利用日数	994日	1,156日	1,247日
市内事業所数	6か所	7か所	8か所

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	185人	190人	195人
月間総利用日数	1,388日	1,425日	1,463日
市内事業所数	9か所	10か所	10か所

見込量の考え方

利用者、事業所ともに毎年増加傾向にあります。今後も一定量の増加は続くものと考え、毎年5人の利用者 と 利用日数増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に9か所あり、平成29(2017)年10月時点と比較すると3か所増加しており、近隣市の事業所の利用者もいます。利用者のニーズとのマッチングや送迎の有無などから空きがなく利用できないといった声もあるため、適正な運営やサービス内容の質に留意しながら確保に努めます。

2. 医療型児童発達支援

～サービス内容～
未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援のほか、医療の提供を行います。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	2人	2人	1人
月間総利用日数	8日	10日	10日

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	2人	2人	2人
月間総利用日数	12日	12日	12日

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況から、利用状況はほぼ横ばいで推移すると見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所(医療機関)は市内にはなく、都内では東京都が設置する5か所の療育センターのみとなっています。今後も市内での設立の見込みはありませんが、利用者の動向を見ながら対応していきます。

3. 放課後等デイサービス

～サービス内容～

就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを促進します。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	248人	296人	303人
月間総利用日数	3,142日	3,604日	3,365日
市内事業所数	14か所	15か所	16か所

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	370人	390人	410人
月間総利用日数	3,996日	4,212日	4,428日
市内事業所数	20か所	21か所	22か所

見込量の考え方

利用者、事業所ともに毎年増加傾向にあります。今後も一定量の増加は続くものと考え、毎年20人の利用者と利用日数増加を見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に16か所あり、平成29(2017)年10月時点と比較すると2か所増加しており、近隣市の事業所の利用者もいます。児童発達支援と同様に、利用者のニーズとのマッチングなどから空きがなく利用できないといった声があり、医療的ケア児や重症心身障害児の受入れ可能な事業所がないことも課題となっています。また、アンケートでも、未就学児の約2/3が今後の利用を希望しています。引き続き適正な運営やサービス内容の質に留意しながら、地域のニーズについて開設希望事業者へ働きかけ、事業所の確保に努めます。

4. 保育所等訪問支援

～サービス内容～

保育所等を利用する障害児に対し、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	0人	0人	1人
月間総利用日数	0日	0日	10日

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	3人	3人	3人
月間総利用日数	24日	24日	24日

見込量の考え方

近年の実績と現在の状況から、利用者数は3人とし、1人当たりの月間平均利用日数を8日として算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内にはありません。今後、児童発達支援センターでの実施事業として検討するとともに、民間事業所への働きかけや保育所等への制度周知を図ります。

5. 居宅訪問型児童発達支援

～サービス内容～

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

<サービス実績量> ※各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数		0人	0人
月間総利用日数		0日	0日

※平成30年度から新規サービス開始

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間利用人数	1人	1人	1人
月間総利用日数	5日	5日	5日

見込量の考え方

平成31年度末時点での利用実績はありませんでしたが、支給決定を受けた利用者は若干います。近年の実績と現在の状況から、利用者数は1人とし、1人当たりの月間平均利用日数を5日として算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内にはなく、多摩地域(市部)では2か所あります。今後も市内での設立の見込みはありませんが、利用者の動向を見ながら対応していきます。

第2節 障害児相談支援等

1. 障害児相談支援

～サービス内容～

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、必要に応じてサービス事業者等との連絡調整、計画の見直し、変更等を行います。

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
月間利用人数	82人	100人	122人

※平成29年度は3月の利用実績、平成30年度以降は月平均利用実績

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
月間平均利用人数	134人	141人	147人

見込量の考え方

今後の障害児通所支援等の利用者の増加を勘案し、毎年一定程度の利用者の増加は続くものと見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

令和2(2020)年9月現在、サービス提供事業所は市内に6か所あり、平成29(2017)年10月時点と比較すると増減はありません。一方で、障害児通所支援等の利用者は大幅に増加しており、相談員の不足から新規利用者への対応が困難な状況が続いています。引き続き各種サービスを立ち上げる事業者に対し、障害児相談支援も併せて立ち上げるよう働きかけを行い、担い手の確保を図るとともに、相談支援事業所連絡会等を通じて計画作成の質の向上や課題の共有等に努めていきます。

2. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

～サービス内容～

人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や、重症心身障害児等（医療的ケア児）が地域で安心して暮らすことを支えるため、医療的ケア児に対する支援を総合的に調整する職員を配置するものです。

<サービス実績量> ※ 各年度3月の実績

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
配置数		0人	0人

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
配置数	0人	0人	1人

※役割やあり方を検討したうえで、配置についての協議を進める

見込量の考え方

平成30年度から新たに位置づけられた取組です。

本市では「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」受講済の相談支援専門員が市内の事業所に4名おり、そのうち1名が医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場である「立川市医療的ケア児支援関係者会議」の委員として参加していますが、自治体によるコーディネーターの配置はできていません。

サービスの提供と確保のための方策

医療的ケア児が適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援関係者会議等において、コーディネーターの役割やあり方を検討したうえで、配置についての協議を進めていきます。

3. ペアレントプログラムの実施

～サービス内容～

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
年間受講者数			8人

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
年間受講者数	8人	8人	8人

見込量の考え方

今後も、毎年事業を実施していくことを見込んで算出しました。

サービスの提供と確保のための方策

平成31(2019)年度から新たに開始した事業で、今後もおおむね2歳から10歳の子どもを保護者を対象として実施していく予定です。

4. パARENTメンターの活動

～サービス内容～

発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する研修を受けた方が、同じような子どもを持つ親に対して、専門家とは違う視点で共感的な支援を行いながら、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりします。

<サービス実績量>

項目	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度
ペアレントメンターの人数	0人	1人	2人
活動件数	0件	3件	14件

<サービス見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
ペアレントメンターの人数	4人	5人	6人
活動件数	15件	15件	15件

見込量の考え方

東京都は、平成29(2017)年度から「ペアレントメンター養成派遣事業」を実施しています。現在3名の立川市の方が、ペアレントメンター養成研修を受講終了し、東京都ペアレントメンター事務局に登録しています。今後も、本事業に協力するとともに、活躍の場を設けていきます。

サービスの提供と確保のための方策

東京都ペアレントメンター事業の養成研修に毎年市から紹介して、登録人数を増やしていき、「おしゃべり会」等において活動をしていただきます。

第3節 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

障害児の子ども・子育て支援等については、「第4次 夢育て・たちかわ子ども21プラン（令和2（2020）年～令和6（2024）年度）」の中で、幼稚園・保育園等における一人ひとりに配慮した保育や学びの提供として、「幼稚園や保育園等において、保育士等の加配などにより、障害のある乳幼児の受入れに取り組み、一人ひとりに配慮した保育や学びを提供する。」「学童保育所においても、引き続き、障害のある児童の受入れに取り組みとともに、総合福祉センター学童保育所においては、一人ひとりの成長に合わせた自立への支援を行う。」としています。

また、「立川市第2次発達支援計画（令和2（2020）年～令和6（2024）年度）」では、「すべての子どもが地域で安心してすごしていけるように、あらゆる機関との連携とコーディネート力を強化し、途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指します。」とし、保育所では、「保護者が保育を必要としている障害児や発達支援の必要な乳幼児については、継続して保育園の入園を行う。受け入れについては、保育環境、人的配置、人材育成の体制等、各保育園の状況に応じて合理的配慮のもと行う。」「幼稚園への障害児や発達支援の必要な幼児の入園については、幼稚園が子どもの状態と保護者の意向を踏まえた上で、保護者の合意を得て判断する」とし、認可保育園全園で障害児を受け入れています。

そのほか、認可保育園や幼稚園、学童保育所を対象に、巡回保育相談等を実施し、障害児を受け入れている保育園等を支援しています。

なお、平成31（2019）年度より、特別な支援を要する児童を受け入れる幼稚園または認定こども園に対し、その支援のために職員を加配する場合に、人件費の一部を助成することで、特別支援教育の充実を図る「立川市私立幼稚園等教育支援補助金」が創設されました。

1. 保育所

～サービス内容～

保護者の方が働いていたり、病気などのために日々保育が必要な児童（0歳～就学前）を保護者に代わって保育します。

＜障害児の利用状況＞ ※各年度4月時点

項目	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
障害児童数	111人	113人	96人
保育園数	36か所	36か所	36か所

＜利用見込量＞

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
障害児童数	110人	110人	110人

2. 認定こども園

～サービス内容～

就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に行うとともに、子育て支援を行います。

＜障害児の利用状況＞ ※各年度5月1日時点

項目	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
障害児童数	9人	9人	10人
園数	1か所	2か所	3か所

※平成30年度、平成31年度、令和2年度に各1園幼稚園から移行

＜利用見込量＞

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
障害児童数	15人	15人	15人

3. 幼稚園

～サービス内容～
3歳から学齢前の幼児を対象に幼児教育を行う学校です。

<障害児の利用状況> ※各年度5月1日時点

項目	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
障害児数	34人	19人	18人
園数	10か所	9か所	8か所

※別途、認定類似施設1園あり

<利用見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
障害児数	25人	25人	25人

4. 放課後児童健全育成事業(学童保育)

～サービス内容～
就労等により、昼間に保護者が家庭にいない小学生を対象に、放課後の適切な遊びや生活の場を提供します。

<障害児の利用状況> ※各年度5月1日時点

項目	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
在籍可能障害児数	115人	131人	131人
利用障害児数	49人	49人	44人
学童保育所数	36か所	37か所	37か所

<利用見込量>

項目	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
障害児数	50人	50人	50人

上記1～4における「障害児数」は、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持のほか、児童相談所等の専門公的機関や医師により障害児と判定・診断された児童等を集計。

第7章 計画の進捗管理

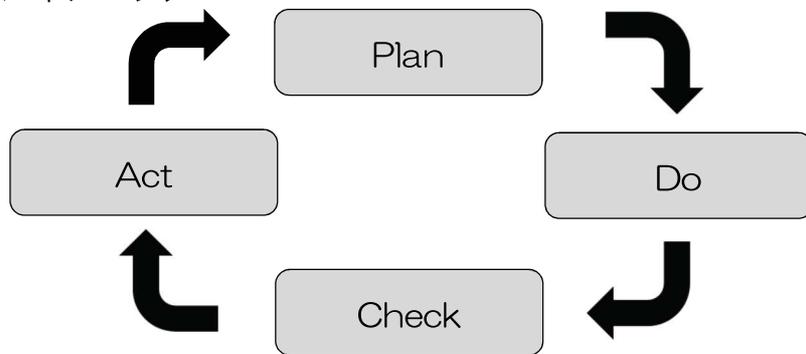
第1節 PDCAサイクルによる成果目標の評価と見直し

障害者総合支援法及び児童福祉法において、計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています。

また、国の基本的な指針においても、成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講ずること、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましいことが示されています。

本市においても、「PDCAサイクル評価・改善管理シート」を活用し、成果目標及び活動指標について、少なくとも1年に1回その実績を把握・評価し、自立支援協議会及び障害者施策推進委員会より意見を聴取するとともに、その結果を公表します。

<PDCA サイクルイメージ>



計画 (Plan)	「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込み量の設定やその他確保方策等を定める。
実行 (Do)	計画の内容を踏まえ、事業を実施する。
評価 (Check)	成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析及び評価を行う。
改善 (Act)	中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の見直し等を実施する。

れいわ ねんど 年度 PDCAサイクル評価・改善管理シート
(れいわ ねんどぶん 令和 年度分)

せいかもくひょう 成果目標	
-------------------------	--

計 画 ↓ 実 施	ちくひょうち 目標値	① ②	じっせき 実績			
			こうもく 項 目	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
		①				
		②				
	おも 主な 活動 指標	かつどうしひょうちょう いちらん ○活動指標等の一覧				
			かつどうしひょうちょう 活動指標	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
		①	みこみ 見込 じっせき 実績			
		②	みこみ 見込 じっせき 実績			
		③	みこみ 見込 じっせき 実績			
		④	みこみ 見込 じっせき 実績			
	ひょうか 評価					
	しょうがいしゃ 障害者 しさをすすん 施策推進 いいんかいけん 委員会意見					
	じりつしえん 自立支援 きょうぎかいけん 協議会意見					
	かいぜんさく 改善策					

だい せつ かく とう みこみりよう たい じっせき ほうこく
第2節 各サービス等の見込量に対する実績の報告

せい かもくひょう たつせい む しょうがいふくし しょうがいじつうしよしえん ちいきせいかつしえんじぎょう
成果目標の達成に向け、障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業
等について、サービスや事業の見込量を活動指標として設定しています。その確保の
状況についても、年度ごとの実績を集計し、各サービス等の利用状況の推移を
検証するとともに、その結果を公表します。

だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいふくしけいかく けいかくち たい じっせき
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の計画値に対する実績（イメージ）
しょうがいふくし とう
<障害福祉サービス等>

ぶんるい 分類	サービス 種別	たんい 単位	けいかくち 計画値			じっせきち 実績値			びこう 備考
			れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	
訪問系 サービス	きょたくかいご 居宅介護	にん 人	255	260	265				げっかんりようにんずう 月間利用人数
		じかん 時間	3,188	3,380	3,578				げっかんりようじかん 月間利用時間
	じゅうどほうもん 重度訪問 介護	にん 人	83	84	85				げっかんりようにんずう 月間利用人数
		じかん 時間	21,580	21,840	22,100				げっかんりようじかん 月間利用時間
	どうこうえんご 同行援護	にん 人	58	60	62				げっかんりようにんずう 月間利用人数
		じかん 時間	1,624	1,680	1,736				げっかんりようじかん 月間利用時間
こうどうえんご 行動援護	にん 人	34	35	36				げっかんりようにんずう 月間利用人数	
	じかん 時間	1,020	1,050	1,080				げっかんりようじかん 月間利用時間	
じゅうどしょうがいしゃ 重度障害者 等包括支援	にん 人	0	0	0				げっかんりようにんずう 月間利用人数	
	じかん 時間	0	0	0				げっかんりようじかん 月間利用時間	

しょうがいじつうしよしえんとう
<障害児通所支援等>

サービス種別	たんい 単位	けいかくち 計画値			じっせきち 実績値			びこう 備考
		れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	
じどうはったつしえん 児童発達支援	にん 人	185	190	195				げっかんりようにんずう 月間利用人数
	にち 日	1,388	1,425	1,463				げっかんりようにんずう 月間利用日数
いりょうがたじどう 医療型児童 発達支援	にん 人	2	2	2				げっかんりようにんずう 月間利用人数
	にち 日	12	12	12				げっかんりようにんずう 月間利用日数
ほうかごとう 放課後等 デイサービス	にん 人	370	390	410				げっかんりようにんずう 月間利用人数
	にち 日	3,996	4,212	4,428				げっかんりようにんずう 月間利用日数
ほいくじょう 保育所等 訪問支援	にん 人	3	3	3				げっかんりようにんずう 月間利用人数
	にち 日	24	24	24				げっかんりようにんずう 月間利用日数
きょたくほうもんがた 居宅訪問型 児童発達支援	にん 人	1	1	1				げっかんりようにんずう 月間利用人数
	にち 日	5	5	5				げっかんりようにんずう 月間利用日数

しりょうへん
資料編

資料編

1 「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定の経過

開 催 日	内 容
令和2(2020)年4月28日 第1回障害者施策推進委員会	(コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止。資料配布のみ)
令和2(2020)年4月30日 第1回自立支援協議会	(コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止。資料配布のみ)
令和2(2020)年 6月1日～6月26日 市民アンケート調査実施	市内在住の障害福祉(障害児通所支援)サービスを利用する障害者・障害児を対象に、それぞれアンケート調査を実施
令和2(2020)年 6月24日～7月3日 事業所アンケート調査実施	市内の指定特定相談支援事業所を対象にアンケート調査を実施
令和2(2020)年7月28日 第1回障害者計画等策定連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画等の概要について ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定スケジュールについて ・基本的な指針について(厚生労働省告示) ①成果目標 ②障害福祉サービス等及び通所支援等の必要な見込量 ・計画の骨子(案)について ・アンケート調査について
令和2(2020)年8月21日 第2回障害者施策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次障害者計画について ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗管理について ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について ①計画の概要について ②計画の策定スケジュールについて ③計画策定に向けたアンケート調査について ④計画の骨子(案)について ⑤成果目標及び各サービス等の見込量(たたき台)について

<p>れいわ ねん がつ にち 令和2(2020)年9月18日 だい かいじりつしえんきょうぎかい 第2回自立支援協議会</p>	<p>だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく しんちよく ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗 かんり 管理について だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく さくてい ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について ①計画の概要及び骨子(案)について せいかもくひょうおよ かく どう みこみりょう ②成果目標及び各サービス等の見込量(たたき台)に ついて</p>
<p>れいわ ねん がつ にち 令和2(2020)年9月28日 だい かいしょうがいしゃけいかくとうさくていれんらくかい 第2回障害者計画等策定連絡会</p>	<p>だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく せいか ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果 もくひょう 目標について しょうがいふくし どうおよ つうしよしえんとう ひつよう みこみりょう ・障害福祉サービス等及び通所支援等の必要な見込量 について</p>
<p>れいわ ねん がつ にち 令和2(2020)年10月21日 だい かいしょうがいしゃけいかくとうさくていれんらくかい 第3回障害者計画等策定連絡会</p>	<p>だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく せいか ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果 もくひょう 目標について しょうがいふくし どうおよ つうしよしえんとう ひつよう みこみりょう ・障害福祉サービス等及び通所支援等の必要な見込量 について</p>
<p>れいわ ねん がつ にち 令和2(2020)年10月23日 だい かいしょうがいしゃけいかくとうさくていれんらくかい 第3回障害者施策推進委員会</p>	<p>だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく しんちよく ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗 かんり 管理について だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく さくてい ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に ついて</p>
<p>れいわ ねん がつ にち 令和2(2020)年11月2日 だい かいじりつしえんきょうぎかい 第3回自立支援協議会</p>	<p>だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく さくてい ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について ①計画素案(案)について こんご さくてい ②今後の策定スケジュールについて</p>
<p>れいわ ねん がつ にち 令和2(2020)年12月15日～ れいわ ねん がつ にち 令和3(2021)年1月12日 パブリックコメント実施</p>	<p>だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく そあん ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画素案に ついて</p>
<p>れいわ ねん がつ にち 令和3(2021)年1月29日 だい かいしょうがいしゃけいかくとうさくていれんらくかい 第4回障害者計画等策定連絡会</p>	<p>しよめんかいさい 【書面開催】 だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく そあん ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画素案の パブリックコメントの結果と市の考え方について だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく そあん ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画素案か らの変更点について</p>
<p>れいわ ねん がつ にち 令和3(2021)年2月9日 だい かいしょうがいしゃけいかくとうさくていれんらくかい 第4回障害者施策推進委員会</p>	<p>しよめんかいさい 【書面開催】 だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく そあん ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画素案の パブリックコメントの結果と市の対応等について</p>
<p>れいわ ねん がつ にち 令和2(2020)年3月9日 だい かいじりつしえんきょうぎかい 第4回自立支援協議会</p>	<p>だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく そあん ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画素案の パブリックコメントの結果と市の対応等について</p>

2 令和2(2020)年度立川市自立支援協議会

(1)立川市自立支援協議会委員名簿

(令和2(2020)年10月現在)

区分	氏名	所属等
学識経験者	加瀬 進	東京学芸大学特別支援科学教授
立川市相談支援事業受託事業所	寺田 悦子	円グループ
立川市相談支援事業受託事業所	つるぞの 鶴園 誠	自立生活センター・立川
立川市相談支援事業受託事業所	すさき あつし 須崎 篤	立川市社会福祉協議会
サービス事業者(計画相談)	いいだ えり 飯田 絵里	相談支援事業所 暖
サービス事業者(計画相談)	えんどう まさこ 遠藤 雅子	イドコロ相談所
サービス事業者(居宅)	おおやま えつこ 大山 悦子	三多摩福祉会 コスモス立川
サービス事業者(通所)	みやもと ひろふみ 宮本 浩史	立川福祉作業所(たちふく)
サービス事業者(グループホーム)	きむら けんすけ 木村 憲介	いろりん
サービス事業者(施設)	すずき ゆうだい 鈴木 雄大	すみれ会 武蔵立川学園
サービス事業者(児童)	こばやし たくや 小林 拓哉	LITALICOジュニア立川南口教室
医療関係者	いしくら なこ 石倉 菜子	立川市医師会
弁護士	はせがわ けいすけ 長谷川 敬祐	西東京きらり法律事務所
保健・福祉関係者	にしやま なおみ 西山 直美	東京都多摩立川保健所
教育・雇用・立川市就労支援事業	まえしば ひろき 前芝 博樹	立川公共職業安定所
教育・雇用・立川市就労支援事業	やまもと つよし 山本 剛	都立武蔵台学園
教育・雇用・立川市就労支援事業	ひるま としろう 比留間 敏郎	立川市社会福祉協議会
障害者虐待防止関係者	おかべ しゅんいち 岡部 俊一	立川市社会福祉協議会
民生委員・児童委員	しば かずのり 柴 和範	立川市民生委員・児童委員協議会
商工業関係者	こばやし ひとし 小林 仁志	いなげやウイング
家族会	ふじた あやこ 藤田 彩也子	立川市肢体不自由児・者父母の会 たつのこ
家族会	みずの なつみ 水野 夏美	立川市手をつなぐ親の会
家族会	おかだ おさむ 岡田 治	立川精神障害者家族会立川麦の会
当事者(聴覚)	さわうち きよし 澤内 清志	立川市聴覚障害者協会
当事者(知的又は精神)	いずみくち てつお 泉口 哲男	—

【任期】平成31(2019)年4月～令和3(2020)年3月

(2)立川市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、関係機関が

地域における障害者への支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関の連携の強化及び課題の解決に向けた協議を行うため、立川市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議し、及び検討する。

- (1) 障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会に関する事。
- (2) 相談支援事業の評価及び育成に関する事。
- (3) 相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関する事。
- (4) 困難事例への対応方針に関する事。
- (5) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事。
- (6) 地域の障害福祉に関する社会資源の把握、開発及び改善に関する事。
- (7) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関する事。
- (8) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直し又はこの計画に関連して作成する計画に関する事。
- (9) 障害者の虐待防止に関する事。
- (10) 障害者及びその家族が地域社会において自立した生活をしていくための課題に関する事。
- (11) その他必要な事項に関する事。

（委員）

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 立川市障害者相談支援事業実施要綱（平成19年6月1日市長決定）第1条に規定する事業を受託している事業所に従事する者
- (2) 障害福祉サービス事業に従事する者
- (3) 保健及び福祉関係の業務に従事する者
- (4) 教育及び雇用関係機関の職員又は立川市障害者就労支援事業実施要綱（平成13年4月1日市長決定）第1条に規定する事業を受託している事業所に従事する者
- (5) 障害者関係団体に所属する者
- (6) 民生委員児童委員
- (7) 商工業関係者
- (8) 障害者虐待防止関係者
- (9) 学識経験者
- (10) 弁護士
- (11) 医療関係者
- (12) 警視庁立川警察署の職員
- (13) 障害者等又はその家族
- (14) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(運営会議)

第6条 第2条各号に掲げる事項のうち重要な事項、協議会のあり方等について実務的な検討を行うため、協議会に運営会議を置く。

2 運営会議は、協議会の委員のうち会長が指名した者並びに第7条第4項に規定する部会長及び副部会長をもって組織する。

3 運営会議に運営会議会長を置き、会長を充てる。

4 運営会議会長に事故があるときは、運営会議に属する者のうちから運営会議会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 運営会議は、必要に応じて運営会議会長が招集する。

6 運営会議は、必要があると認めるときは、運営会議に属する者以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

7 前各項に規定するもののほか、運営会議の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

(専門部会)

第7条 協議会の所管事項に関する内容のうち特定事項を検討するため、協議会に専門部会を置く。

2 専門部会の部会員は、第3条第2項各号に掲げる者から市長が委嘱する。

3 部会員の任期は、2年とし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は、妨げない。

4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によって定める。

5 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 専門部会は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

8 前各項に規定するもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

(謝礼)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員及び部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第10条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

（委任）

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

2 この要綱により初めて任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。

附 則（平成23年3月29日要綱第102号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日要綱第10号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日要綱第51号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月1日要綱第62号）

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日要綱第24号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

3 令和2(2020)年度立川市障害者施策推進委員会

(1) 立川市障害者施策推進委員会委員名簿 (令和2(2020)年10月現在)

区分	氏名	所属等
学識経験者	石渡 和実	東洋英和女学院大学大学院 人間科学研究科教授
関係機関	河野 はるみ	立川市民生委員・児童委員協議会
	川崎 淳子	立川市教育委員会指導課統括指導主事
	小澤 真治	立川市社会福祉協議会
	斉藤 彩花	立川社会福祉士会
関係団体	野村 哲	立川市法人立保育園園長会
	日下部 美佳	立川市肢体不自由児・者父母の会たつのこ
	西城 実和子	立川市手をつなぐ親の会
	岡田 治	立川精神障害者家族会立川麦の会
	滝 富加	立川市視覚障害者福祉協会
	朝野 芳嗣	立川市聴覚障害者協会
市民公募	盛 健一	立川民間精神障害福祉サービス連絡会 地域活動支援センター連
	大石 幸治	自立生活センター・立川
	加藤 みどり	在宅障害者の保障を考える会

【任期】平成31(2019)年4月～令和3(2020)年3月

(2) 立川市障害者施策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定による立川市障害者計画(以下「障害者計画」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による立川市障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。))及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定による立川市障害児福祉計画(以下「障害児福祉計画」という。))の推進等に係る検討を行うため、立川市障害者施策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。
- 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関すること。
 - 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直し又はこれらの計画に関連して作成する計画に関すること。
 - その他必要な事項に関すること。
- (委員)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 市民 3人以内
- (2) 学識経験を有する者 1人
- (3) 関係機関の職員 5人以内
- (4) 関係団体が推薦する者 7人以内

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝礼及び記念品)

第6条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月5日要綱第50号)

この要綱は、平成23年8月5日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日要綱第199号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日要綱第41号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月17日要綱第28号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

4 たちかわしりょうがいしゃけいかくとうさくていれんらくかい 立川市障害者計画等策定連絡会

たちかわしりょうがいしゃけいかくとうさくていれんらくかいせつちようこう 立川市障害者計画等策定連絡会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による立川市障害者計画（以下「障害者計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による立川市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定による立川市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）を策定するため、立川市障害者計画等策定連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害児福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、福祉保健部長を充て、副会長は、子ども家庭部長及び保健医療担当部長を充てる。
- 3 委員は、別表に定める者を充てる。

(職務)

第4条 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、会長の命を受けて連絡会の事務に従事する。

(会議)

第5条 連絡会は、必要に応じて会長が招集する。

(関係職員の出席等)

第6条 連絡会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

2 つぎ かくごう にかか ようこう はいし
次の各号に掲げる要綱は、廃止する。

(1) たちかわししょうがいふくしけいかくさくていれんらくかいせつちようこう へいせい ねん がつ にちしちようけつてい
立川市障害福祉計画策定連絡会設置要綱（平成18年10月1日市長決定）

(2) たちかわししょうがいしやけいかくさくていれんらくかいせつちようこう へいせい ねん がつ にちしちようけつてい
立川市障害者計画策定連絡会設置要綱（平成21年7月28日市長決定）

ふ そく へいせい ねん がつ にちようこうだい ごう
附 則（平成27年4月1日要綱第97号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちようこうだい ごう
附 則（平成29年8月8日要綱第92号）

1 この要綱は、平成29年8月8日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日から平成30年3月31日までの立川市障害者計画等策定連絡会設置要綱（以下「新要綱」という。）第1条の規定については、新要綱第1条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）附則第10条」

と読み替えるものとする。

ふ そく へいせい ねん がつ にちようこうだい ごう
附 則（平成30年11月16日要綱第89号）

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

ふ そく れいわ ねん がつ にちようこうだい ごう
附 則（令和2年7月7日要綱第84号）

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。

べつびよう だい じようかんけい
別表（第3条関係）

そうごうせいさくぶきかくせいさくかちよう そうごうせいさくぶぎようせいけいえいからちよう ざいむぶざいせいからちよう こ かていぶこそだ
総合政策部企画政策課長、総合政策部行政経営課長、財務部財政課長、子ども家庭部子育て
すいしんからちよう こ かていぶ こ かていしえん ちよう こ かていぶ こ いくせいからちよう こ
推進課長、子ども家庭部子ども家庭支援センター長、子ども家庭部子ども育成課長、子ども
かていぶほいくからちよう ふくしほけんぶふくしそむからちよう ふくしほけんぶしょうがいふくしかちよう ふくしほけんぶけんこうすいしん
家庭部保育課長、福祉保健部福祉総務課長、福祉保健部障害福祉課長、福祉保健部健康推進
かちよう きよういくいんかいじむきよくきよういくぶしどうからちよう きよういくいんかいじむきよくきよういくぶきよういくしえんからちようおよ きよういく
課長、教育委員会事務局教育部指導課長、教育委員会事務局教育部教育支援課長及び教育
いんかいじむきよくとうかつしどうしゆじ
委員会事務局統括指導主事

5 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査

(1) 立川市第6期障害福祉計画策定のためのアンケート調査

1 調査の目的

障害者総合支援法第88条（市町村障害福祉計画）第5項に基づき、「立川市第6期障害福祉計画」（計画期間：令和3（2021）年度～5（2023）年度）を策定するための基礎資料として、市内に居住する障害福祉サービス利用者を対象にアンケート調査を実施しました。

2 対象者

令和2（2020）年3月末時点の障害福祉サービス受給者1,482人の中から抽出した700人。

令和2（2020）年3月末時点

区分	障害福祉サービス受給者	構成比	調査対象者
身体障害、難病	464人	31.3%	200人
知的障害	762人	51.4%	300人
精神障害	483人	32.6%	200人
総受給者数	※ 1,482人	-	700人

※重複障害の方がいるため、区分ごとの受給者数の合計と、総受給者数は一致しません。

身体障害については、対象年齢に偏りがないよう対象者を抽出しました。また、免疫機能障害については、プライバシーを配慮して調査対象から除外しました。なお、知的障害、精神障害は年代に関係なく、無作為に抽出しています。

年代別アンケート依頼対象者人数【障害福祉サービス利用】

年齢	身体、難病	知的	精神	計
0～19	10人	16人	0人	26人
20～29	21人	91人	17人	129人
30～39	20人	61人	40人	121人
40～49	36人	78人	59人	173人
50～59	58人	35人	63人	156人
60～69	22人	17人	20人	59人
70～79	20人	2人	1人	23人
80歳以上	13人	0人	0人	13人
合計	200人	300人	200人	700人

3 調査期間

令和2（2020）年6月1日にアンケート調査を対象者へ郵送し、回答期限を6月26日に設定しました。

4 調査方法

無記名で回答していただき、アンケート調査を発送した際に同封した専用封筒で回答を返送していただきました。なお、アンケート調査にはルビをふりました。

5 回収状況

期限後に提出があったものを含め、合計345人から回答があり、回収率は49.29%でした。

6 調査項目

調査項目については、次のとおりです。

区分	調査項目
アンケート調査の記入者	アンケート調査の記入者
I 調査対象者について	年齢、性別、家族構成、居住場所
II 障害の状況について	障害手帳等種別、障害等級、医療的ケアの有無
III 日常生活の支援について	支援状況について（食事、調理、トイレ、入浴、服薬管理、コミュニケーション、外出等） 日常的な支援者の有無、かかりつけ医師の有無
IV 日中活動や就労について	外出・運動の状況、平日日中の過ごし方、就労希望の有無、就労にあたって必要な支援
V 相談や情報入手について	相談相手の有無、情報の入手先
VI 福祉サービス等の利用について	障害支援区分、利用サービス、今後の利用意向
VII 災害時の対策、緊急時の対応について	避難の可否、支援者の有無、個人情報提供、ヘルプカード、ヘルプマーク
VIII 差別や権利擁護のことについて	市の条例について、差別的対応の有無、成年後見制度の活用
IX 今後の生活について	暮らしの希望、暮らしの心配事
X 障害者施策等に関する意見・要望	自由記載

(2) 立川市第2期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査

1 調査の目的

児童福祉法第33条の20に基づき、「立川市第2期障害児福祉計画」(計画期間:令和3(2021)年度～5(2023)年度)を策定するための基礎資料として、市内に居住し障害児通所支援を利用されている方を対象にアンケート調査を実施しました。

2 対象者

令和2(2020)年3月末時点の障害児通所支援利用者547人の中から抽出した500人。

【障害児通所支援利用者の内訳】

サービス種類	障害児通所支援受給者
児童発達支援	179人
医療型児童発達支援	1人
放課後等デイサービス	365人
保育所等訪問支援	3人
居宅訪問型児童発達支援	1人
総受給者数	※ 547人

※複数サービスの支給決定を受けている方がいるため、サービスごとの受給者数の合計と総受給者数は一致しません。

3 調査期間

令和2（2020）年6月1日にアンケート調査を対象者へ郵送し、回答期限を6月26日に設定しました。

4 調査方法

無記名で回答していただき、アンケート調査を発送した際に同封した専用封筒で回答を返送していただきました。なお、アンケート調査にはルビをふりました。

5 回収状況

期限後に提出があったものを含め、合計300人から回答があり、回収率は60.0%でした。

6 調査項目

調査項目については、次のとおりです。

区分	調査項目
アンケート調査の記入者	アンケート調査の記入者
I 調査対象者について	年齢、性別、家族構成
II 障害の状況について	障害手帳等種別、障害等級、医療的ケアの有無
III 日常生活の支援について	支援状況について（食事、トイレ、入浴、コミュニケーション、外出等）日常的な支援者の有無、かかりつけ医師の有無
IV 保育・教育等の状況について	通園・通学の状況、通園・通学の心配ごと、進路の希望
V 主にお子さまのケアをしている方について	調査対象者以外のケアの有無、仕事の有無、相談相手の有無、情報の入手先
VI 福祉サービス等の利用について	障害支援区分、利用サービス、今後の利用意向
VII 災害時の対策、緊急時の対応について	避難の可否、支援者の有無、個人情報の提供、ヘルプカード、ヘルプマーク
VIII 差別や権利擁護のことにについて	市の条例について、差別的対応の有無、成年後見制度の活用
IX 将来の希望について	将来の暮らしの希望、暮らしの心配事
X 障害者施策等に関する意見・要望	自由記載

だい きしやうがいふくしけいかく だい きしやうがいじふくしけいかく さくてい していとくていそうだんしえん
(3)第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定のための指定特定相談支援
じぎやうしよ む ちやうさ
事業所向け調査

1 ちやうさ もくてき
調査の目的

しょうがいしゃ しょうがいじ たいしやう べつ ていきやうたいせい げんじやう こんご みとお
障害者・障害児を対象としたアンケートと別に、サービス提供体制の現状や今後の見通
し等についての意見聴取を目的として、指定特定相談支援事業所を対象にアンケートを
じっし
実施しました。

2 たいしやうじぎやうしよ
対象事業所

しないとくていそうだんしえんじぎやうしよ じぎやうしよ
市内特定相談支援事業所（11事業所）

3 ちやうさきかん
調査期間

れいわ ねん がつ にち ちやうさ たいしやうじぎやうしよ ゆうそ かいとうきげん がつ にち
令和2（2020）年6月24日にアンケート調査を対象事業所へ郵送し、回答期限を7月3日
に設定しました。

4 ちやうさほうほう
調査方法

じぎやうしよめいきめい かいとう しょうがいふくしかあて かいとう へんそう
事業所名記名で回答していただき、障害福祉課宛にメールで回答を返送していただきました。

5 かいしゆうじやうきやう
回収状況

きげんご ていしゆつ ふく ごうけい じぎやうしよ かいとう かいしゆうりつ
期限後に提出があったものを含め、合計8事業所から回答があり、回収率は72.7%でした。

6 ちやうさこうもく
調査項目

ちやうさこうもく つぎ
調査項目については、次のとおりです。

く ぶ ん 分	ちやうさこうもく 調 査 項 目
I 利用者ニーズとサービス提供体制の状況について	りやうしゃ ていきやうたいせい じやうきやう 利用者ニーズと提供体制の状況 (訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援、障害児通所支援等)
II 相談支援体制の充実・強化について	そうごうてき せんもんでき そうだんしえん とりくみ していとくていそうだん 総合的・専門的な相談支援のための取組、指定特定相談 支援事業所連絡会について

6 パブリックコメント

市民の皆様から広く意見をいただき、計画策定の重要な検討資料とするため、意見募集を行いました。

○ 期間

令和2（2020）年12月15日（火）から、

令和3（2021）年1月12日（火）【必着】までの29日間

○ 募集案内

福祉保健部障害福祉課窓口（1番窓口）、3階市政情報コーナー、女性総合センター、子ども未来センター、総合福祉センター（立川市社会福祉協議会）、市内連絡所（全4か所）、市内地域学習館（全6か所）、市内図書館（全9か所）及び立川市ホームページ

○ 募集方法

郵送、ファクス、市ホームページの専用フォーム、障害福祉課窓口、Eメール

○ 募集結果

2名の方から合計4件のご意見をいただきました。ご意見の内容と市の考え方については、市ホームページ等で閲覧できるようにしました。

7 立川市の障害者(児)サービス事業所・施設数

れいわ
令和2(2020)年9月現在

<訪問系サービス>

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数
居宅介護	31 箇所	重度訪問介護	30 箇所
同行援護	12 箇所	行動援護	5 箇所
重度障害者等包括支援	0 箇所		

<日中活動系サービス>

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数
生活介護	14 箇所	自立訓練(機能訓練)	0 箇所
自立訓練(生活訓練)	3 箇所	宿泊型自立訓練	1 箇所
就労移行支援	10 箇所	就労継続支援A型	2 箇所
就労継続支援B型	26 箇所	就労定着支援	7 箇所
療養介護	0 箇所	短期入所	2 箇所

<居住系サービス>

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数
自立生活援助	3 箇所	共同生活援助(グループホーム)	34 箇所※
施設入所支援	1 箇所		

※同一所在は1としてカウント

<相談支援>

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数
計画相談支援	11 箇所	地域移行支援	4 箇所
地域定着支援	4 箇所		

しょうがいじつうしよしえんとく
＜障害児通所支援等＞

サービス名称	事業所数	サービス名称	事業所数
じどうはったつしえん 児童発達支援	9 箇所	いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	0 箇所
ほうかごとう 放課後等デイサービス	16 箇所	ほいくじよとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	0 箇所
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	0 箇所	しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	6 箇所

ちいきかつどうしえん
＜地域活動支援センター＞

名称	所在地
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センターたあふく	たちかわしふじみちよう 立川市富士見町2-36-47
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター連	たちかわしたかまつちよう 立川市高松町1-17-20

8 ようごかいせつ 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

おも いりょう ふくし ぶんや もんだい かか じかくてき そうだん いよく
主に医療や福祉の分野で、問題を抱えながらも自覚的でなかったり、相談する意欲
も せんざいてき ひ えんじょしゃ たい よぼうてき かいにゆうてき しえん おこな
を持ってなかったりする潜在的な被援助者に対し、予防的・介入的な支援を行うこと。

医療的ケア児

い し しじ しどう もと けいかんえいよう きゆういんとう いりょうこうい にちじょうてき おこな ひつよう
医師の指示・指導の下に、経管栄養やたん吸引等の医療行為を日常的に行う必要
のある児童のこと。

【か行】

基幹相談支援センター

しょうがいしゅべつ てちょう う む かか ちいき そうだんしえん ちゅうかくてき やくわり にな きよてん
障害種別や手帳の有無に関わらず、地域の相談支援の中核的な役割を担う拠点と
して市町村が設置する機関のこと。「総合的・専門的な相談支援」「地域移行・地域定着
への取り組み」「地域の相談支援体制の強化と取り組み」「障害者の虐待防止・権利
擁護」等の業務を行う。

共生社会

これまで かなら じゅうぶん しゃかいさんか かんきょう しょうがいしゃとう
これまでも必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、
せっきよくてき さんか こうけん しゃかい
積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。

合理的配慮

しょうがい ひと にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ う せいげん げんいん
障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因と
なる社会的障壁を取り除くために、障害のある人の意向を尊重しながら、個別の
じょうきよう おう おこな はいりよ
状況に応じて行われる配慮のこと。

【さ行】

社会的障壁

しょうがい ひと にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき しゃかい
障害のある人が日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会に
おける じぶつ せいど かんこう かんねん た いっさい
おける事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

じゅうしょうしんしんしょうがいじ
重症心身障害児

じゅうど したいふじゆう じゅうど ちてきしょうがい ちょうふく じょうたい こ さい ことば
重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある子どもを指す言葉。
せいじん じゅうしょうしんしんしょうがいじ ふく じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ よ
成人した重症心身障害児までを含めて、重症心身障害児(者)と呼ぶこともある。

しょうがいしゃしやくすいしんいんかい
障害者施策推進委員会

しょうがいしゃきほんほう もと せっち いんかい しょうがいしゃきほんほう きてい しょうがいしゃけいかくおよ
障害者基本法に基づき設置する委員会。障害者基本法に規定する障害者計画及
び障害者総合支援法に規定する障害福祉計画、児童福祉法に規定する障害児福祉
けいかく さくてい すいしん へんこうとう かか けんとう おこな
計画の策定・推進・変更等に係る検討を行う。

じりつしえんきょうぎかい
自立支援協議会

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと せっち きょうぎかい かんけいきかん ちいき しょうがいしゃ
障害者総合支援法に基づき設置する協議会。関係機関が地域における障害者への
しえんたいせい かん かだい じょうほう きょうゆう かんけいきかん れんけい きょうかおよ かだい
支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の強化及び課題の
かいけつ む きょうぎ おこな ぜんたいかい うんえいかいぎ せんもんぶかい そうだんしえん しゅうろうしえん
解決に向けた協議を行う。全体会、運営会議、4つの専門部会(相談支援、就労支援、
けんりようご ちいきこう せっち
権利擁護、地域移行)が設置されている。

せいねんこうけんせいど
成年後見制度

にんちしょうこうれいしゃ ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ はんだんのうりよく ふじゅうぶん せいねんしゃ
「認知症高齢者」「知的障害者」「精神障害者」などの判断能力の不十分な成年者
ほご せいど せいねんこうけんせいど おお わ ほうていこうけんせいど にんいこうけん
を保護するための制度。成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見
せいど ほうていこうけんせいど こうけん ほさ ほじよ わ
制度の2つがあり、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、
はんだんのうりよく ていど ほんにん じじょう おう せいど えら にんいこうけん
判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶことができる。また、任意後見
せいど ほんにん はんだんのうりよく しょうらい はんだんのうりよく ふじゅうぶん じょうたい
制度は、本人の判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった
ばあい そな こうせいしょうしょ みずか えら だいにん にんいこうけんけいやく
場合に備えて、公正証書であらかじめ自ら選んだ代理人と任意後見契約をしておく
もの。

【たぎょう】

たちかわししょうがい ひと ひと とも く じょうれい
立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例

しょうがい りゆう さべつ かいしょう だれ ちいきしゃかい いちいん せんちょう しょうがい
障害を理由とする差別を解消し、誰もが地域社会の一員として尊重され、障害
のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくることを目的として、平成30年4月
1日より施行された条例。「前文、第1章：総則、第2章：差別の禁止、第3章：
合理的配慮等、第4章：相互理解の促進、第5章：差別に対する相談体制、第6章：
雑則」で構成されており、市・市民・事業者の責務と役割や、地域生活でかかわり
の深い11の分野に関する合理的配慮等、相談のしくみなどが規定されている。

たちかわししょうがい りゆう さべつかいしょうすいしん きょうぎかい
立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会

たちかわししょうがい ひと ひと とも く じょうれい きてい
「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の規定に
もと さべつ かいしょう とりくみ こうかてき おこな せっち しちょう ふぞく
基づき、差別を解消するための取組を効果的に行うために設置される市長の附属
機関であり、しょうがいしゃさべつかいしょうほう きてい しょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい
の機能も有している。学識経験者、法曹関係者、関係行政機関、障害当事者・障害者
きゆう ゆう がくしきけいけんしゃ ほうそうかんけいしゃ かんけいぎょうせいきかん しょうがいたうじしゃ しょうがいしゃ
団体・家族会、福祉関係者、事業者等の20人以内で構成される。任期は2年間。

ちいきいこう
地域移行

しょうがいしゃしえんしせつ にゆうしょ ひと せいしんかびょうどう ちょうき わた にゆういん
障害者支援施設に入所している人や精神科病棟に長期に渡って入院している
ひと じたく グループホーム等 とう ちいき せいかつ うつ
人が、自宅やグループホーム等の地域での生活に移ること。

ちいきかつどうしえん
地域活動支援センター

しょうがいしゃそうごうしえんほう きゆう しょうがいしゃじりつしえんほう さだ しょうがい
障害者総合支援法（旧：障害者自立支援法）によって定められた、障害によっ
て 働く事が困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設である。その目的
はたら こと こんなん しょうがいしゃ につちゆう かつどう ふくししせつ もくてき
によってI型、II型、III型に分かれる。I型は、精神保健福祉士などの専門職員を配置
がた がた がた がた せいしんほけん ふくしし せんもんしよくいん はいち
し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う事業。II型
そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう しゃかい こうりゆう おこな じぎょう がた
は、入浴や食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、リクレーションなどを行う事業。
にゆうよく しょくじ ていきょう きのうくんれん かいごほうほう しどう おこな じぎょう
III型は、旧小規模作業所で、立川市にはI型が2か所設置されている。
がた きゆうしょうきぼさきょうじょ たちかわし がた しょせつち

ちいせいいかつしえんきよてんとう
地域生活支援拠点等

しょうがいしゃ じゅうどか こうれいか おやな あと みす きよじゅうしえん きのう
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための5つの機能
(そうだん きんきゅうじ う い たいおう たいけん きかい ば せんもんできじんざい かくほ ようせい ちいき
(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域
の体制づくり) をもった体制のこと。

ぎょう
【な行】

なんびょう
難病

はつびょう げんいん ふめい ちりょうほうほう みかくりつ こんぼんてき ちりょう こんなん まんせいてき
発病の原因が不明で治療方法が未確立のため、根本的な治療が困難であり、慢性的
な経過をたどる疾病のこと。そのうち、国が「難病の患者に対する医療等に関する
けいか しつべい くに なんびょう かんじゃ たい いりょうとう かん
法律」に定められる基準に基づいて医療費助成制度の対象としている難病を「指定
ほうりつ さだ きじゆん もと いりょうひじよせいせいど たいしりょう なんびょう してい
難病」という。

ぎょう
【ら行】

レスパイト

かいご にな かぞくとう かいごふたん けいげん いちじてき かいご かいほう
介護を担っている家族等の介護負担を軽減し、一時的に介護から解放されリフレッ
シュするための休息のこと。

たちかわしだい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく
立川市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
れいわ (2021) ねん がつはっこう
令和3(2021)年3月発行

はっこう
発行

たちかわし
立川市

〒190-8666

とうきょうとたちかわしいずみちょう ほんち
東京都立川市泉町1156番地の9

でんわ だいひょう
電話 042-523-2111(代表)

FAX 042-529-8676

ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

へんしゅう
編集

ふくしほけんぶしょうがいふくしか
福祉保健部障害福祉課